

## 第4章 安全安心なまち

### 第1節 地震・津波

#### 1 地震

##### 十勝沖地震

昭和43（1968）年5月16日午前9時48分、三陸沖を震源とするM7.9の地震が発生し、室蘭地方では震度4が観測された。また、同じ日の午後7時39分にも同じくM7.4の地震が発生し、こちらでは室蘭地方で震度3が観測された。この地震によって日本電信電話公社の本州と北海道を結ぶ海底通信ケーブルと無線区間が切断されて、北海道が一時的に通信面で孤立状態に陥った。本市においても、軽傷者2名の人的被害のほか、住家の半壊3戸、一部破損30戸、非住宅が半壊1棟、崖崩れ6か所、道路6か所、上水道破裂21か所、小中学校一部破損7校、その他公共施設7か所、商品被害102件、事業所3か所、国や北海道が管理する施設（河川1か所、道路2か所、工業用水道水道水管3か所）の被害が発生し、被害総額は4857万8千円に上った。

十勝沖地震は平成15（2003）年にも発生した。平成15年9月26日午前4時50分、釧路沖を震源とする深さ45<sup>キロメートル</sup>、M8.0の地震が発生し、本市内では鉾山町の観測所で震度3を観測した。

この地震によって重傷者1名、軽傷者3名、計4名の人的被害が発生

したほか、外壁剥離や道路陥没等が発生し、被害総額は345万8千円に上った。

##### 浦河沖地震

昭和57（1982）年3月21日に浦河沖を震源とするM7.3の地震が発生し、室蘭地方では震度3が観測された。この地震によって軽傷者1名のほか住家の一部損壊3戸、学校施設1か所、水道施設1か所のほか12件の商工業被害が発生し、被害総額は625万1千円に上った。

##### 北海道南西沖地震

平成5（1993）年7月12日午後10時17分に北海道南西沖を震源とする深さ35<sup>キロメートル</sup>、M7.8の地震が発生した。この地震によって遡上高30<sup>メートル</sup>におよぶ津波が発生して道南の奥尻島で大きな被害が発生した。

室蘭地方では震度4が観測され、本市内でも軽傷者2名の人的被害が発生したほか、道路被害2か所、下水道被害4か所、その他公共施設にも被害が発生し、商工業被害105万6千円と合わせて被害総額は1089万6千円に上った。

##### 北海道胆振東部地震

平成30（2018）年9月6日午前3時7分に厚真町とむかわ町の境界付近を震源とする深さ37<sup>キロメートル</sup>、M6.7の地震が発生した。この地震で本市では観測史上初となる震度5弱を記録した。

地震の影響によって震源地に近い苫東厚真火力発電所でボイラーが破損したことなどから3基のうち2基が緊急停止。その18分後に残る1基

も停止したことで北海道内の電力の需給バランスが崩れ、道内の他の発電所の停止や北海道・本州間連系設備の送電の停止によって全道的に停電が発生した。

本市内でも9月8日に全面復旧するまでの間に停電が発生している。そのため、総合行政システム等の電気を要するシステムを介して行う本市の窓口業務が休止したほか、酪農業において搾乳機や搾乳した生乳を冷却するバルククーラー等の電源が確保できなかったことから、14トンに及ぶ生乳が廃棄された。また、日常生活においても、電力を必要とする集合住宅等の受水槽経由の断水が一部で発生し、携帯電話もつながりづらい状況が発生した。

しかしながら、平成24年に本市及び室蘭市で発生した大規模停電の教訓から発電機等の整備を進めた地区防災組織では、その非常用発電機等を町内会館等で稼動して、携帯電話の充電などが行われた。

この地震による人的被害は発生しなかったものの、道路や公園等で8か所、学校施設その他の公共施設で71か所が被害を受け、被害金額は約4千400万円となった。また、住家で半壊1棟、一部損壊43棟となり、その他、観光業では地震発生の9月6日から9月18日までの間に約9万件的キャンセルが発生し、観光業の被害金額は約8億8千万円に上った。

## 2 津波

### 17世紀の津波

太平洋沿岸の津波堆積物の調査を続けてきた北海道教育大学札幌校が若山町3丁目でボーリング調査を

行ったところ、1640年の駒ヶ岳の噴火に由来する火山噴出物(Kohe)

の直下に津波堆積物と思われる砂層が確認された。

1640年の駒ヶ岳の噴火では、噴火に伴って山体崩壊が発生し、内浦湾に流れ込んだ土砂によって引き起こされた津波が、内浦湾の沿岸に甚大な被害を及ぼしている。この津波は本市にも来襲したものと考えられており、砂層が存する標高から標高6<sup>メートル</sup>から7<sup>メートル</sup>程度まで津波が到達したものと推測されている。駒ヶ岳噴火を遡る約30年前の1611年には、東北地方に大津波をもたらした慶長三陸地震が発生していることから、確認されているPond直下の砂層は、こちらに由来する可能性も否定することができないが、いずれにせよ17世紀には、本市に1回以上の津波が来襲したものと考えられる。なお、『登別町史』に記載のある1741年の渡島大島の噴火に伴う津波に関連すると思われる津波堆積物は、現在のところ確認されていない。

### 東北地方太平洋沖地震に

平成23(2011)年3月11日、宮城県

### 伴う津波

牡鹿半島の東南東沖130<sup>キロメートル</sup>の海底を

震源に発生した地震と、それによる大津波は、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害を及ぼした。

本市では、地震発生後の15時30分に気象庁が発表した「津波警報(大津波)」を受けて災害対策本部を設置し、本市内8か所(鉄南ふれあいセンター、市民会館、婦人センター、鶯別公民館、富岸小学校、幌別中学校、青葉小学校、緑陽中学校)に避難所を開設するとともに、道道登別港線の通行止めに合わせて市道蘭法華通りを通行止めにした。

15時35分には、本市内の海岸線付近に住む2千653世帯、5千392人に対して「避難指示」を発令し、サイレン遠隔吹鳴装置や

市公式ウェブサイトを、広報車などを用いて対象地区の住民に避難を呼びかけた。この後、本市内に開設した避難所には、市民が続々と詰めかけ、避難者数がピークに達した11日の18時40分時点では、全避難所の合計が1千470人に達している。

翌12日に津波警報は解除され、津波注意報に変わったことから、避難指示を解除したものの、自宅へ戻ることに不安を感じる市民などが避難所に残っていたため避難所の開設は継続した。翌13日になり、避難者全員が帰宅したことから同日の午後6時に本市内の全ての避難所を閉鎖した。

本市内には、11日16時10分に胆振幌別川の河口から約0・4<sup>キロメートル</sup>上流にある来福橋観測所で津波の第1波（0・8<sup>メートル</sup>水位が上昇）を観測し、翌朝4時に最大波（1・2<sup>メートル</sup>水位が上昇）を観測している。また、鶯別川でも河口から約1・3<sup>キロメートル</sup>上流に設置されている上鶯別橋観測所で16時20分に津波の第1波（0・3<sup>メートル</sup>水位が上昇）を観測している。この第1波が同観測所における最大波となった。

本市内で発生した津波による被害は、登別漁港に集中している。

登別漁港を拠点とする漁業者は、津波による被害を免れるため、津波警報の発令後まもなく、同漁港に停泊中の漁船の一部を沖合に出したため、沖合に出した漁船は転覆等の被害を免れることができたが、磯船など同漁港内に停泊を続けた小型船舶では、浸水や転覆による船外機の破損などによって合計4隻の漁船に被害が発生している。また、沖合に漁船を出すため同漁港に来ていた船主等の自家用車が津波で破損し、漁港施設についても活魚施設のシャッター及び荷捌き所にあった電気リフトが浸水で故障している。なお、鶯別漁港でも16時10分に約0・5<sup>メートル</sup>の津

波が目視で確認されたが、幸いにして被害は発生しなかった。

震災後、本市では、姉妹都市・白石市への支援物資の輸送を検討したが、輸送経路が混乱しており、北海道からの物資の輸送ができないことから、災害援助協定を締結している海老名市に食料や飲料水等の支援物資の調達を依頼し、それらの物資を米海軍厚木基地から白石市に空輸した。また、人的支援として、被災地での救助活動や救急活動に従事するために消防職員20名、日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会が仙台市内で実施する応急給水活動に水道職員1名、胆振管内市町長会議での決定による「オール胆振」での支援として、避難所運営（宮城県巨理郡山元町）や戸籍事務（宮城県仙台市）に従事するために職員5名、全国青年市長会が岩手県陸前高田市に設置した「陸前高田市復幸応援センター」に職員3名を派遣した。陸前高田市復幸応援センターに派遣された職員の提案によって陸前高田市では、本市が送った「湯の華」を用いて、被災者の入浴支援を行った。

被災地への支援の輪は、民間においても行われ、歯科医の仲川弘誓が日本歯科医師会からの要請によって陸前高田市や宮古市に派遣された。また、第一滝本館が岩手県野田村で、のぼりべつ元鬼応援隊が南三陸町で炊き出し活動など志が結成した「のぼりべつ元鬼応援隊」が南三陸町で炊き出し活動などを行った。

このときの活動が縁となり、平成30年に北海道胆振東部地震が発生した際には、南三陸町にある「南三陸さんさん商店街」から登別商店会に義援金が贈られた。

アイヌ語地名等に見られる アイヌ民族に伝わる口碑や、アイヌ語津波の痕跡 地名として本市においても複数残っている。

津波に関する口碑は、「兎と津波」として知られるトンケシコタン壊滅の話が伝わっているが、そのほかにも本市内と近郊には津波に関連する伝説を持つアイヌ語地名が散在している。これらの地名については、『幌別町のアイヌ語地名』（知里真志保・山田秀三）には、「チセコチ」「ペトウコピウンボル」「ランボクノツ」「トンケシ」の4か所が紹介されている。

このほかに本市に関係する津波に関する口碑には、「知里真志保遺稿ノート」に「静内方面のアイヌ民族が倶多楽湖の側にあるポンヌプリに生える木に船を結び付けて津波に流されることを免れ、高吉が幼少の頃は毎年静内方面からアイヌ民族が祈りを捧げに来ていた」（知里高吉談）、「先祖が乗った船が津波に流されて、カムイヌプリに流れ着いた」（知里ナミ談）が記載されており、『東京人類学会雑誌第117号』（明治28（1895）年12月発行）には鶯別山（鶯別岬のことか）の東側の洞窟に避難して津波の被害を免れた話などがある。

本市で発生した災害による被害は、大雨や暴風によるものが多かったこともあり、本市民にとって津波は、伝説の中の話でしかなかった。しかし、平成23（2011）年に東日本大震災の津波によって本市も被害を受けたことで、本市民の間でも「自分事」として捉えるように意識が変わり、津波被害を想定した避難訓練も活発に行われるようになっていった。

平成24年6月28日には、北海道防災会議地震専門委員会が北海道に対

して報告した津波に関する予測の中で、本市の津波最大水位が栄町10・2<sup>丁目</sup>、桜木町が9・2<sup>丁目</sup>、富浦町が8・7<sup>丁目</sup>とされた。また、令和2年度中には、内閣府に設置された中央防災会議防災対策実行会議の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」で、同地震による被害想定や防災対策が取りまとめられることとなっている。今後は、これら最新の知見をもとに、災害時の被害を軽減するよう市民一人一人も意識していくことがより重要となっていくであろう。

#### 参考文献

- ・登別市『登別市地域防災計画』平成30年7月改定
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報社『室蘭民報』各号
- ・知里真志保・山田秀三『幌別町のアイヌ語地名』2004年復刻版
- ・中西諒、岡村聡「1640年北海道駒ヶ岳噴火による津波堆積物の分布と津波規模の推定」（『地学雑誌125巻』）2019年
- ・中央防災会議『災害対策実行会議（第15回）資料1「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループの設置について」』令和2年4月

## 第2節 風水害

第2編第1章第2節で述べたように、本市沖合では、多くの水分を含む津軽暖流が親潮（千島海流）とぶつかり合い、巻き上げられた水分が

海からの風によって陸地に吹き寄せられ、南向きの山並みにぶつかるとして山岳部を中心に雨が降りやすくなっている。

山岳部で降った雨は、河川に集められて太平洋に流れ出る。これらの河川の1つ、胆振幌別川について明治7（1874）年に記された「幌別川概略調」では、「水勢緩 出水には凡七尺強にして急流となり暴漲すれば溢れて新道凡百間を浸す」とし、普段は比較的穏やかであるが、一度水かさが増すと暴れ川のように氾濫する川であるとしている。この性格は、河川整備が完了するまで続き、多くの水害を引き起こしていた。

また、本市は、北海道内でも比較的南方に位置していることから、本州方面に大きな影響を及ぼした台風の余波が本市の天候に影響を及ぼすことも多い。

近年は、護岸工事や都市下水道の整備が進み、大規模な床上浸水などが発生する危険性は、以前に比べて大幅に減少したものの、多雨地域であるとの特性を理解して、災害対策を進める必要がある。

これまでにとどのような規模の災害が発生してきたかを確認するため、本市内で発生した風水害の一覧を掲載する。

図表2-4-1 主な災害

年月日	災害要因	被害状況
弘化2年2月	大雪	鹿や馬等が大量凍死
明治14年	大雪	馬等数百頭凍死
明治18年8月	大雨	道路橋梁9か所破損
明治21年9月・10月	風及び大雨	新築国道破損角材及び柁木用材流失
昭和9年9月6・7日	大豪雨	橋梁5か所墜落倒壊浸水家屋13棟、崖崩れ5か所
昭和29年9月	台風	全壊72戸、半壊9戸、損害額25,000千円
昭和36年10月6日	集中豪雨	死者4名、行方7名不明全壊20戸、流失27戸、半壊17戸、床上浸水1,009戸、床下浸水3,218戸道路20か所、橋梁19か所、河川3か所、公営業施設6施設、教育施設4か所、国・道の施設（道路2か所、橋梁5か所、河川5か所）国鉄鉄橋流失農業被害20,538千円商工業被害317,500千円被害総額1,163,475千円
昭和40年9月7日～10日	集中豪雨 台風	床上浸水70戸、床下浸水165戸、道路7か所、河川2か所、橋梁2か所、文教施設6か所、農業施設9か所、田畑流失・埋没4.9ha、冠浸水295.4ha、水産施設1か所、国鉄（冠水1か所、埋没2か所、路床亀裂1か所）、道の施設（道路5か所）
昭和40年9月17日	台風	床上浸水1戸、床下浸水15戸、道路冠水1か所、一部破損2か所、崖崩れ2か所、国鉄線路土砂埋没1か所
昭和42年4月5日	強風	教育住宅等8戸、高校2か所、工場事業所7戸、一般住宅50戸、被害総額3,166千円

年月日	災害要因	被害状況
昭和42年4月20日	大雨	床上浸水6戸、床下浸水45戸、道路16か所、河川8か所、大側溝の土砂流入2か所、橋の取付道路決壊1か所、公共施設6か所、道の施設(道路3か所、治山施設1か所)被害総額37,550千円
昭和45年1月31日	高波大雪	全壊1戸、床上浸水20戸、床下浸水59戸、非住家(全壊3棟、半壊3棟)、海岸浸食等6件、漁港2件、漁船破損5隻、事業所外3件、被害総額334,791千円
昭和45年9月17日	大雨	床上浸水1戸、床下浸水9戸、道路路肩決裂路面流失等6か所、漁港2件、漁船破損4隻、農作物1,800千円、消防施設2件、道河川2か所、被害総額15,630千円
昭和47年2月14日	高波融雪	半壊2戸、一部破損3戸、床上浸水2戸、床下浸水35戸、非住宅12棟、海岸侵食等3か所、公共施設1か所、漁港1か所、被害総額190,280千円
昭和47年2月27日～29日	高波	負傷者1名、床上浸水92戸、床下浸水71戸、非住宅(床上浸水8棟、床下浸水5棟)、防潮堤3か所、漁港3か所、公共施設11か所、道路2か所、被害総額190,280千円
昭和47年9月16日～17日	台風大雨	全壊1戸、半壊1戸、一部破損3戸、床上浸水26戸、床下浸水29戸、非住家(全壊4棟、半壊6棟)、道路12か所、排水路1か所、公園1か所、街路樹65本、海岸2件、公共施設18件、被害総額29,760千円
昭和50年8月20日	大雨 台風くずれ	床上浸水4戸、床下浸水65戸、道路9か所、敷地堤防1か所、被害総額56,521千円
昭和50年8月23日	台風大雨	床上浸水3戸、床下浸水19戸、土砂くずれ1か所、被害総額8,155千円
昭和50年11月7日	大雨	床上浸水19戸、床下浸水182戸、非住宅(床上浸水1棟、床下浸水6棟)、道路4か所、排水路1か所、河川3か所、橋梁1か所、被害総額15,532千円
昭和51年9月14日	大雨 台風くずれ	重傷1名、軽傷2名、半壊4戸、床上浸水70戸、床下浸水923戸、河川護岸決裂8か所、道路路肩決裂31か所、水路決裂等7か所、頭首工決壊1か所、公共施設5か所、上水道施設3か所、農業被害1,984千円、国の関係(道路1か所、橋梁2か所、国鉄3か所)道関係(治山8か所、河川1か所、河川護岸決裂1か所、海岸1か所、道路3か所、橋梁2か所)、被害総額891,707千円
昭和54年10月3日	局地豪雨	床下浸水14戸、道路9か所、河川3か所、教育施設3か所、農業用施設4か所、道関係道路7か所、商工業関係29,036千円、被害総額173,189千円
昭和55年8月29日～31日	大雨	重傷1名、軽傷5名、全壊14戸、半壊11戸、一部破損16戸、床上浸水583戸、床下浸水1,195戸、河川10か所、道路69か所、治山29か所、農業施設9か所、教育施設4か所、その他公共施設5か所、上水道施設3か所、国鉄施設2か所、農業被害45,555千円、水産業被害192,813千円、商工業被害210,327千円、その他非住家3か所、被害総額3,779,729千円
昭和56年8月4日～5日	台風12号	床上浸水12戸、床下浸水32戸、河川1か所、道路28か所、道関係河川1か所、海岸2か所、道路8か所、国関係道路4,700千円、水産業被害1,000千円、商工業被害1,033千円、被害総額365,233千円

年月日	災害要因	被害状況
昭和56年8月22日～23日	大雨台風 (台風15号)	一部破損7戸、床上浸水43戸、床下浸水374戸、河川2か所、教育施設3か所、道路16か所、上水道施設2か所、その他公共施設3か所、道関係河川4か所、海岸2か所、道路7か所、国関係道路1か所、国鉄応急復旧25,000千円、農業被害11,332千円、水産業被害1,820千円、商工業被害5,330千円、被害総額505,806千円
昭和56年9月3日・4日	台風くずれ 集中豪雨 (台風18号)	床上浸水8戸、床下浸水40戸、教育施設1か所、上水道1か所、被害総額4,400千円
昭和58年9月25日	大雨	軽傷1名、全壊4戸、半壊14戸、一部破損12戸、床上浸水540戸、床下浸水312戸、非住宅被害139戸、農業被害109,290千円、河川22か所、道路76か所、橋梁3か所計113,568千円、道路公園25,000千円。水道被害1か所700千円、林業被害治山20か所、林道3か所、施設製品その他計2,141,328千円。衛生施設被害水道6か所、病院4か所、し尿浄化場1か所計1,137,846千円。商工業被害1,264,730千円。文教被害中学校1か所、その他2か所、計11,862千円。社会福祉被害3か所3,500千円。その他被害9,015千円。被害総額6,758,569千円
昭和59年9月9日・10日	大雨	床上浸水1戸、床下浸水2戸、農業被害128千円、橋梁被害1,000千円、河川被害1,400千円、道路被害4,300千円、水産被害500千円、衛生被害140千円、社会教育施設1か所3,300千円、商工被害3か所、災害対策費1,551千円被害総額12,319千円
昭和61年9月10日・11日	大雨	床下浸水6戸、河川被害7,000千円、道路被害6,080千円、橋梁被害4,300千円、防災応急3か所365千円、農業被害40千円、林業被害5,200千円、商工被害2か所、水産被害1か所被害総額22,985千円
昭和62年8月26日	大雨	床上浸水4戸、床下浸水88戸、5,200千円、農林被害180,000千円、河川被害64,200千円、道路被害31,600千円、林業被害245,000千円、衛生被害200千円、商工被害7,800千円、公立文教被害320千円、その他施設被害275千円、高速道路90,000千円、災害対策費等4,585千円被害総額629,180千円
昭和62年9月1日	暴風 (台風12号)	住家被害(一部破損)6戸680千円、商工被害3,200千円、公立文教被害609千円、社会教育施設1か所4,440千円、その他施設7か所610千円、災害対策費1,889千円被害総額11,428千円
平成3年9月22日	大雨	床上浸水24戸、床下浸水247戸、農業施設1か所、道路被害22,832千円、漁業施設1か所、商業被害860千円、工業被害56,500千円、公立文教被害6,047千円、社会教育施設144千円被害総額105,153千円
平成6年2月22日・23日	暴風	住家被害29戸、非住家3戸、店舗等被害14戸公立文教施設被害23,328千円、社会福祉関係施設560千円公営住宅関係施設22,990千円、衛生施設120千円その他公共施設922千円被害総額47,920千円
平成6年9月18日～20日	高波	道路破損800m被害総額41,890千円
平成7年11月8日～10日	暴風	住家被害6戸2,200千円、非住家4か所440千円、公立文教施設被害3,440千円、社会教育施設436千円、社会福祉関係施設515千円、その他公共施設1,310千円被害総額8,341千円
平成9年8月12日・13日	大雨	住家被害2戸4,279千円、非住家被害3戸438千円土木被害4,526千円被害総額9,243千円
平成10年8月16日	大雨	道路破損306千円

年月日	災害要因	被害状況
平成10年9月16日	大雨台風 (台風5号)	住家(一部破損)2件道路被害86千円、街路樹・公園樹倒壊2,722千円
平成10年10月18日	大雨強風	市営住宅法面崩壊2件80千円被害総額3,194千円
平成11年3月5日・6日	暴風	公営住宅被害3,600千円、公立文教被害2件2,022千円社会福祉施設1件4,295千円、その他公共施設2件1,070千円、被害総額10,987千円
平成11年6月24日・25日	大雨	道路被害1か所290千円、社会福祉施設1か所1,271千円、被害総額1,561千円
平成11年7月13日	大雨	河川被害3か所3,700千円、道路被害23か所3,460千円、被害総額7,160千円
平成11年9月24日	台風強風 (台風18号)	住家被害6戸99千円、非住家被害121千円その他施設11千円、被害総額231千円
平成11年10月2日・3日	大雨強風	非住家1戸、道路被害9か所1,260千円
平成12年1月1日	強風	住家被害(一部破損)1戸被害総額280千円
平成12年12月24日	強風	住家被害(一部破損)3戸、非住家(半壊)1戸公立文教施設被害280千円
平成13年5月31日	大雨	道路被害1か所550千円
平成13年8月23日	大雨強風(台風11号)	住家被害(一部被害)1戸、(床下浸水)4戸道路被害1か所450千円
平成13年9月11日	大雨 (台風15号)	住家被害(床下浸水)2戸
平成13年10月11日	大雨	住家被害(床下浸水)1戸850千円、農業被害3,100千円土木被害6,550千円、その他文教施設300千円被害総額1,800千円
平成15年8月9日	大雨	道路冠水等750千円
平成15年9月14日	暴風	倒木、車両破損、フェンス倒壊等2,569千円
平成16年3月31日	強風	物置倒壊、屋根の飛散等
平成16年4月21日	強風	小学校のトタン及び倉庫等の屋根の剥離、電柱倒壊(5,130千円)
平成16年9月8日	強風 (台風18号)	公共施設や一般住家のトタンの剥離や飛散、倒木、プレハブ車庫横転、車両破損、負傷者3名、自主避難者2名(公共施設被害分37,948千円)
平成16年11月26日	強風	公共施設(物置倒壊、投てき防御フェンス倒壊等4件)民間被害(外壁及びトタンの一部剥離等3件)
平成17年5月19日	暴風	公共施設(物置倒壊、街路灯等15件1,541千円)民間被害(トタン剥離、ビニールハウス倒壊等25件)
平成17年11月28日	暴風	公共施設(公住の雨漏、倒木等24件2,363千円)民間被害(トタン剥離、フェンス・塀の倒壊等10件)
平成18年4月17日	強風	公共施設(植栽支柱10か所)
平成18年10月7日	暴風波浪	公共被害(植栽支柱5か所)民間被害(自動車板金工場シャッター、トタン剥離)
平成19年1月6日～8日	暴風波浪	民間被害(床下に海水流入・土のう積み)
平成20年7月23日	大雨	住家被害(床上浸水1件、床下浸水7件)、道路被害(32か所17,550千円)
平成20年8月29日	大雨	住家被害(床下浸水1件)、道路被害(16か所9,100千円)
平成21年2月14日	強風	民間被害(トタンの一部剥離1件)
平成21年3月14日	強風	民間被害(物置倒壊等3件)

年月日	災害要因	被害状況
平成22年 4月14日	暴風	人的被害(軽傷者1名) 住家被害(屋根、物置のトタン一部剥離14棟) 非住家被害(物置飛散3件) 公共施設被害(屋根のトタン一部剥離1件) 土木被害(公園倒木15本) 公立文教施設被害(屋根のトタン剥離1件)
平成22年 7月29日	大雨	住家被害(床下浸水1件)
平成22年 8月11日・12日	大雨	住家被害(床上浸水4件、床下浸水18件) 土木被害(道路4か所17,500千円) 衛生被害(葬祭場1か所283千円) 商工被害(商業、床上浸水2件床下浸水3件) 公立文教施設被害(床上浸水1件床下浸水1件) その他被害(土砂崩れ2か所6,000千円)
平成22年10月 4日	大雨	土木被害(道路7か所1,147千円)
平成22年10月15日	大雨	土木被害(道路15か所6,616千円、大湯沼4か所527千円、道路標識1件53千円)
平成24年 5月 4日	大雨	土木被害(道路14か所2,013千円、道路倒木1本40千円)
平成24年 9月25日・26日	大雨	土木被害(道路8か所1,207千円) 衛生被害(1か所1,356千円)
平成24年11月26日・27日	暴風大規模 停電	住家被害(屋根、物置のトタン一部剥離等21棟) 非住家被害(車庫・看板の一部飛散等6件) 衛生被害(1か所4,157千円) 公立文教施設被害(13か所14,441千円) 土木被害(道路3か所2,600千円、公園倒木350本7,277千円、道路倒木430本4,000千円) 林業被害(倒木15本949千円) 社会福祉施設被害(1か所624千円) 社会教育施設被害(3か所180千円) その他被害(14か所5,601千円)
平成24年12月 6日・7日	暴風	公立文教施設被害(1か所632千円) 土木被害(公園倒木31本1,370千円、道路倒木35本650千円) その他被害(25か所3,027千円)
平成25年 7月27日・28日	大雨	土木被害(道路14か所6,083千円)
平成25年 8月18日	大雨	土木被害(道路3か所657千円)
平成25年10月25日	大雨	土木被害(道路カ所7,054千円) 農業被害(1か所158千円) 衛生被害(1か所17,058千円) 社会教育施設被害(1か所9千円)
平成26年 6月 7日～13日	大雨	土木施設被害(1か所1,537千円) 学校教育施設被害(1か所615千円)
平成26年 8月10日・11日	大雨 (台風11号)	土木施設被害(2か所603千円)
平成26年 9月10日～12日	大雨	土木施設被害(11か所2,327千円) 簡易水道施設被害(1か所1,382千円) 観光施設被害(1か所270千円) 農業施設被害(2か所718千円) 社会教育施設被害(1か所691千円)
平成26年10月17日	大雨	土木施設被害(3か所444千円)
平成26年11月 2日～4日	暴風	衛生施設被害(1か所92千円)
平成26年11月13日・14日	暴風	社会福祉施設被害(1か所95千円)
平成26年12月16日・17日	暴風・ 暴風雪	衛生施設被害(1か所30千円)
平成27年 7月 2日	大雨	土木被害(道路12か所701千円、) 住家被害(床下浸水2か所270千円) その他の被害(土砂崩れ1か所882千円)
平成27年 9月 2日	大雨	土木被害(道路7か所624千円、倒木3本) 簡易水道施設被害(1か所270千円)
平成27年 9月11日	波浪	河川被害(河口閉塞2か所1,069千円) その他の被害(看板破損1基72千円)

年月日	災害要因	被害状況
平成27年10月1日・2日	暴風・波浪	土木被害(倒木107本1,012千円)その他の被害(物置屋根破損1か所300千円、フェンス破損1か所222千円、樹木支柱損傷1か所50千円)
平成28年1月19日	波浪	河川被害(河口閉塞1か所23千円、水路排水路閉塞1か所66千円)非住家被害(物置倒壊1か所、車庫損壊1か所、ブロック塀倒壊1か所)その他の被害(漂着物の処理等443千円)
平成28年2月29日	暴風雪	非住家被害(アンテナ破損等157千円)
平成28年4月15日・16日	暴風・波浪	公共施設被害(1か所152千円)
平成28年6月25日・26日	大雨	土木被害(道路14か所1,806千円)
平成28年7月27日・28日	大雨	土木被害(道路12か所1,150千円)
平成28年8月8日	波浪	幌別町2丁目付近で越波
平成28年8月9日	大雨	土木被害(道路4か所199千円)
平成28年8月16日・17日	大雨・波浪 (台風7号)	土砂災害警戒情報発表土木被害(道路15か所1,098千円)公共施設被害(1か所94千円)
平成28年8月30日・31日	大雨・ 暴風波浪 (台風10号)	避難準備情報発令、避難勧告発令、避難所開設4か所、最大避難者数75世帯116名、土木被害(道路9か所、倒木36か所計13,300千円)公共施設被害(41か所、18,639千円)
平成28年12月18日	強風	土木被害(道路2か所162千円)公共施設被害(3か所670千円)
平成29年1月27日・28日	強風	土木被害(道路1か所90千円)
平成29年4月18日	暴風	土木被害(2か所87千円)公共施設被害(1か所17千円)
平成29年7月22日	大雨・洪水	土木被害(2か所198千円)
平成29年9月17日・18日	大雨	土砂災害警戒情報発表避難準備・高齢者等避難開始発令(対象4,668世帯9,493名)避難所開設5か所、最大避難者数127世帯214名、土木被害(道路9か所、倒木等53か所計9,688千円)公共施設被害(36か所4,914千円)
平成29年10月20日・23日	強風	公共施設被害(1か所1,096千円)
平成29年11月11日	暴風	土木被害(7か所1,057千円)公共施設被害(5か所556千円)
平成29年12月25日・26日	暴風・ 暴風雪	土木被害(4か所163千円)公共施設被害(23か所4,624千円)
平成30年1月9日・10日	暴風	公共施設被害(3か所332千円)
平成30年1月23日	暴風雪	公共施設被害(2か所149千円)
平成30年3月1日・2日	暴風雪	公共施設被害(10か所589千円)

### 第3節 倶多楽火山

倶多楽火山の最近の噴火活動については、北海道大学理学部地質学鉱物学教室、同学部有珠火山観測所、室蘭工業大学工業化学科が連名で発表した「登別火山の活動史」の中で約200年前に地獄谷の中心部分から北方に向けた水蒸気爆発噴出物の存在を紹介している。『毛夷東環記』（文化元（1804）年から文化3年までの間に記録）に「先年蹴発したるよし大穴あり、経り十八・九間計、其内より湯の吹沸る事、式・三間、又は四・五間ほどツ、屋ね石位の石、又は相応之大石とも見ゆる石、湯の湧揚る勢いにつれて吹揚がる」との記載があり、先述の論文とも整合する。

その後、昭和27（1952）年1月に地獄谷で地下に溜まったガスが噴出し、周囲に降灰があつたほか、昭和50年4月に大湯沼横で100メートルにわたって水蒸気が噴出、平成19（2007）年5月から7月にかけて、平成22年6月、平成29年4月、6月、8月と断続的に大正地獄で熱湯の噴出があつたことから、まだ活発に活動している様子がかがわれる。

#### 火山防災

活火山については、平成元（1989）年頃から火山噴火予知連絡会に活火山検討ワーキンググループ（座長勝井義雄委員）を設置して、2年間に渡り活火山の年代範囲等について検討を進めてきた。

それ以前の活火山の選定にあたっては、  
（1）噴火の記録があるもの

（2）噴気活動が活発なもの

という基準で選ばれてきたが、同ワーキンググループで検討した結果、（1）のより具体的な基準を「過去およそ2000年以内に噴火したもの」とした。

その頃に行われた地質調査等の結果をこの基準に照らし合わせた結果、倶多楽、丸山、恵庭岳（以上北海道）、十和田（青森県）、榛名山（群馬県）の5火山が平成3年2月1日に活火山に加えられ、同年5月31日に札幌管区気象台から改めて「常時観測火山以外の火山」として北海道の3火山が指定されること、そして、倶多楽の担当官署が室蘭地方気象台であることが通知された。

平成21年2月、火山噴火予知連絡会が中長期的な噴火の可能性を評価し、「監視・観測体制の充実等が必要な47火山」を選定。この中に「予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる」、「火口付近まで居住地域が迫っている、多くの観光客が訪れる」とのことで倶多楽も選定された。この選定によって倶多楽は平成21年4月1日の414m山への監視カメラの設置を皮切りに地震計3か所、空振計、監視カメラ、GNSS、傾斜計を各2か所設置し、常時観測を平成23年3月から開始した。監視点については、その後、北海道大学が大正地獄に臨時監視点を設置している。

平成27年3月20日に倶多楽の火山災害に備え、隣接する市町及び北海道、その他防災関係機関との連携を図るとともに、平常時から緊急時までの総合的な防災対策等の推進と地域住民等の防災意識の向上に資することを目的とする「倶多楽火山防災連絡会」が発足し、同年10月1日から気象庁が倶多楽火山に噴火警戒レベルを導入する。これを受けて防災

連絡会では避難計画の素案をまとめた。この時の避難計画素案の対象は312世帯約600人の住民に限られていた。

そして、同年12月10日に御嶽山の噴火の教訓などを踏まえて一部改正した「活動火山対策特別措置法」が施行された。この改正によって、内閣総理大臣から火山災害警戒地域に指定された自治体には、関係者が一体となり、専門的な知見も取り入れながら①噴火シナリオ、②火山ハザードマップ、③噴火警戒レベル、④具体的な避難計画等を協議する火山防災協議会の設置が義務付けられた。

平成28年2月16日に内閣府中央防災会議が倶多楽火山の対象市町村として本市と白老町を指定した。このことを受けて、同年3月30日に書面承諾によって倶多楽火山の噴火時の対策を話し合う「倶多楽火山防災協議会」を設立し、同年5月13日に初会合を開いた。以後、平成28年度及び平成29年度は各1回、平成30年度は2回、令和元年度は1回の会議を開催した。

この中で、平成30年8月21日に開催した平成30年度第2回倶多楽火山防災協議会では、倶多楽火山で噴火が発生した場合や噴火の発生が予想される状況となった場合に関係機関が連携して総合的な防災対応を行うための指針となる「倶多楽火山避難計画」を策定した。

#### 参考資料

- ・柿園主人編『毛夷東環記』文化年間
- ・内閣府（防災担当）『火山監視観測体制について 中央防災会議防災対策実行会議火山防災対策推進ワーキンググループ第1回資料7』平成26年

- ・気象庁『倶多楽観測点配置図』
- ・倶多楽火山防災協議会『倶多楽火山防災協議会事業報告（平成28年度）（平成30年度）』

## 第4節 防災の取組

### 登別市防災会議

かつての防災行政においては、災害が発生するごとの不整合が発生するなど十分な効果を上げることができなかった。

そのため、昭和34（1959）年8月の伊勢湾台風を契機に、国は、災害対策体制の体系化と総合的かつ計画的な防災行政の整備及び促進を図るため、昭和36年に「災害対策基本法」を制定した。

同法では、国、都道府県、市町村などの防災に関する責務の明確化と総合的防災行政を整備するため、市町村には「防災会議を設置すること」、「地域防災計画を策定すること」などが求められることとなった。

「登別市防災会議（以下「市防災会議」）は、災害対策基本法に基づき昭和38年2月1日に設置された機関で、会長である登別市長のほか30人以内の委員により構成し、「登別市地域防災計画」の策定と実施、本市内における防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることを所掌している。

地域防災計画とは、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するために、災害の予防、応急対策、災害復旧等の災害対策を行う上での計画であり、各地方自治体の防災会議が策定することとなる。

本市では、昭和37年12月19日に「登別町防災会議条例」を制定して登別町防災会議を設置した。そして、「登別町防災計画」の内容等についての協議を重ね、昭和38年6月に策定した。

**登別市地域** 昭和38（1963）年6月に策定した「登別町地域防

**防災計画** 災計画」では、

（1）防災組織に関する事

（2）風水害防災計画

（3）地震・津波防災計画

（4）火山噴火や海上災害など特殊災害対策計画

の4つの柱の下、各災害に対する「予防計画」、災害発生時の「応急対策計画」、災害復旧及び被災者の「援護計画」を定めた。

その後、地域防災計画は、昭和56年12月に北海道が定めた「市町村地域防災計画書作成基準」に基づき全面的に見直し、北海道が策定する「北海道地域防災計画」との整合性を図るために改訂を重ねてきた。昭和56年の改訂では、災害予防と災害対策を計画的に推進するため、危険予想区域として低地帯の浸水予想区域や地すべり予想地域などを指定したほか、有珠山や樽前山の火山活動再開に備える「火山噴火災害計画」を新たに盛り込んだ。

その後も、全国的に発生する大規模災害からの教訓を基にした改訂を行った。昭和52年の有珠山噴火、55年、56年の大雨災害のほか、北海道東方沖地震（平成6（1994）年10月）の発生後には、11月から各町内会を対象に避難場所の見直し等に関するヒアリングを実施し、各小中学校に避難所を開設することを決定、個別避難所経路マップを作成して

本市内全戸に配布した。阪神・淡路大震災（平成7年）では地震防災体制の見直しを進めた。東日本大震災（平成23年3月）からは、海拔10メートル以上の高台の避難場所を46か所指定し、「登別市津波避難計画」を策定するなどの津波防災体制の見直しを行った。

### 水防協議会

本市では、平成2（1990）年に「水防法」第26条第1項に基づく「登別市水防協議会」を設置した。平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（通称「第一次地方分権一括法」）において、水防協議会の設置が「義務」から「任意」に変更されたことにより、協議会を同日付けで廃止した。「水防法」第33条第2項の規定により水防計画を策定又は改正する際には市防災会議に諮ることとされているため、同協議会が所管してきた「水防計画」の策定や改正は、市防災会議において審議を行うこととした。

### 総合防災訓練

昭和52（1977）年の有珠山噴火や昭和55年及び56年の大雨災害を受けて、本市では、昭和57年3月に「地域防災計画」の見直しを行うとともに、市民や陸上自衛隊や警察などの関係機関も参加する総合防災訓練を行うこととした。

初めての総合防災訓練は昭和57年7月29日、あかしや町内会（若山町2丁目）での大雨による床上・床下浸水を想定し、自衛隊、日赤奉仕団、建設協会など12機関約200人が参加して行われた。昭和60年には北海道が実施した「北海道総合防災訓練」に参加するなど昭和62年度までは毎年実施したが、平成期に入ってから、想定災害も複合的なものと

なり大規模化したことから隔年で実施することとなった。

訓練内容は消防の放水訓練や水道管などの復旧工事を市民が見学する形式であったが、平成19（2007）年10月2日に行われた総合防災訓練からは、実践的な形式で行うこととした。以後は、この実践的な形式での実施が採用され、現在に至っている。

### 自主防災組織

災害の発生時は、その状況によっては、本市や防災関係機関だけでは災害対策が非常に困難になる場合が想定されるため、本市では、地域や住民ぐるみの防災体制の確立を図ることを目的に、自主防災組織の設立を勧めることとした。

本市内での自主防災組織設立の歴史は、昭和57（1982）年11月1日に設立された鉾山町地区防災会に始まった。令和元（2019）年度末現在で39の自主防災組織がおおむね単位町内会と同じ区域ごとに組織されている。

自主防災組織では、市職員による出前講座などを活用して防災訓練を行っており、本市も防災訓練の実施を促すため平成24（2012）年「町内会・自主防災組織等における避難訓練の手引き」をまとめ、自主防災組織や町内会が活発に防災訓練を行うことができるように支援してきた。

その結果、各町内会における防災意識が向上し、防災訓練が活発になり、その内容も避難訓練のほか、炊き出し訓練なども行われるようになった。現在、市内全域で年間約2千500人が防災訓練に参加している。

### のぼりべつ

本市では、平成25（2013）年4月策定

### 女性防災ネットワーク

の「第2次登別市男女共同参画基本計画」

に「防災分野における男女平等の推進」という基本的施策を新たに盛り込んだ。これを受けて、女性の視点で災害を考え、女性が災害時に直面するリスク等について情報を共有し、その対策を協議するために平成27年6月5日に「のぼりべつ女性防災ネットワーク」が発足した。

同ネットワークでは、具体的な避難所運営の方法の参考とするため避難所運営ゲーム北海道版を実施するなどの取組を行い、平成28年3月24日に「女性の視点・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営についての提言書」を、30年2月15日には「自助としてできること」をテーマに意見交換を行い、作成した「提言書 女性のための防災用品」を市長に提出した。本市では、これらの提言の内容を踏まえて、防災対策の見直しを行うとともに、のぼりべつ市民便利帳に付属する「のぼりべつ防災タウンページ」にも反映させている。

### 防災行政無線

平成10（1998）年度から本市では海岸地区に無線によるサイレン吹鳴装置の設置に向けた予備調査を開始した。その結果、消防用サイレンの不感知地区が17か所有ることが発見され、その解消方法を検討し、平成15年度にサイレン吹鳴装置を設置した。

この頃、消防用サイレンを吹鳴させるための情報を伝達する電波は、アナログ方式であったが、平成28年5月31日までに無線チャンネルを増加し、通信の秘匿性を向上させることを目的にデジタル方式に移行することなどが電波法関係審査基準の一部改正（平成15年総務省訓令第82号）等により定められた。そのため、本市では、平成26年度にデジタル方式の防災行政無線（同報系）を整備し、電波の中継局として「上登



上登別中継局

別中継局」も整備した。

整備に先立って平成25年度には防災行政無線のデジタル化に向けた基本設計を実施した。この基本設計において屋外拡声子局を音声の聞こえにくい20か所にも設置することとなり、既存の42か所とあわせて62か所を整備した。また、デジタル化と同時に電話応答装置も整備した。同装置は、屋外拡声器からの音声を聞き逃した際などに電話で放送内容を確認することができる装置である。

### 防災マップ

本市では、防災マップの作成について、昭和62（1987）年頃から市議会の一一般質問などで取り上げられてきたが、専門的知見の集約などの課題が大きく、作成に至らず、その具体化は、平成17（2005）年度を待つことになる。

平成17年度の市政執行方針において、市長は、「平成16年は、我が国においても、豪雨、台風の災害が多発し、また、猛暑が続くなど異常な気象は様々な形であらわれました。登別市も、台風18号では最大瞬間風速40・6㎞を観測し、学校の屋根の一部に被害を受けました。市民の生命、身体及び財産を保護することは市の責務であります。市民のみならずから災害に対する備えを講ずるとともに、自発的に防災活動に参加することが求められております。このため、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害時に市民自らが適切な行動が取れるようハザードマップ

の作成を進めるなど、防災に対する市民意識を高め、安全で安心な地域づくりを進めてまいります。」（関係部分抜粋）と述べた。

平成16年という年は、気象庁が作成した「災害をもたらし気象事例」に10件の災害項目が列記された年であった。その中の1つ、平成16年9月4日から9月8日にかけて国内を襲った台風18号では、本市内でも公共施設（鷺別小・幌別東小）や一般住家のトタンが剥離飛散したほか、倒木、プレハブ車庫横転、車両破損、負傷者3名などの被害が発生した。これらの被害内容の大きさを受けて、国は、地域の水災防止力の向上を図るために洪水ハザードマップ作成を市町村に義務付ける等、「水防法」を一部改正し、平成17年7月1日から施行した。

このときに作成した防災マップは、過去に本市内に大きな被害をもたらした大雨災害と、今後発生し、甚大な被害を及ぼすことが予想される地震、津波、火山噴火の4種類の災害を想定したもので、危険区域図等については、室蘭テクノセンターや室蘭工業大学環境科学・防災研究センターの協力を得て作成した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に津波により多くの尊い命が失われた。北海道は、この震災による甚大な被害を教訓とし、想定される最大クラスの津波による波高と浸水域を平成24年6月28日に公表した。本市は、このときに作成された津波浸水想定区域図や高台の避難場所の位置、また、当時の最新の災害情報や避難に関する情報を統合して、平成26年3月に「登別市防災マップ」を作成、公表した。

## 国民保護計画

平成18（2006）年3月に本市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行。通称「国民保護法」）に基づき、国民保護に関する措置等について住民や関係者の意見を聴く「登別市国民保護協議会」（会長は市長、委員20名）を設置した。

同協議会では、本市が国の基本方針や北海道国民保護計画を踏まえて作成した国民保護計画の内容等について協議し、答申した。この答申結果を基に本市と北海道知事と協議し、平成19年1月16日に「登別市国民保護計画」を策定し、「国民保護法」の規定により平成19年第1回定例会において市議会に報告した。

## 第5節 消防

### 登別市消防本部の沿革

昭和23（1948）年3月7日、「消防組織法」が施行され、同法の規定によって、市町村の区域内における消防の責任は、市町村が担うこととなった。

本市では、昭和24年に消防本部を発足し、初代消防長の宮武忠兵衛以下6名の職員によって消防行政を担当することとなった。しかし、戦後間もない時期で苦しい地方財政の中では期待通りの活動ができず、昭和31年10月31日に消防本部を廃止して、町長部局に消防係を設置する機構改正を行った。

消防の常備化は、昭和33年に町から1万円の助成を受けた登別、登別温泉及び鷺別の3後援会が1名の常勤運転手を置いたことに始まる。し

かし、町勢の発展から昭和36年4月に消防団条例の一部を改正し、公設の常勤団員制度を設けて各地に9名の常勤団員を配置した。

昭和38年に道央新産業都市の指定を受けたことなどもあって本市の人口が急増し、市街地の密集化がもたらされた。その結果、より積極的な消防行政が求められるようになり、同年10月1日に再度消防本部を設置するとともに、現在の消防庁舎を建設した。

これよりさき、本市は、昭和39年2月14日に施行された「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める等の政令」の規定によって、昭和40年4月1日からの消防署の設置が義務付けられることになった。そのため、同日付けで堅田久次郎を初代消防署長に、それまでの常勤消防団員を消防署員として、登別町一円を所轄区とする「登別町消防署」を字来馬269番地（現・中央町6丁目11番地）に設置した。

設置当時は、分遣所<sup>3</sup>（登別温泉、登別、鷺別）、派出所<sup>2</sup>（幌別、来馬）、消防署員25人、消防本部は、消防長以下6名、総務係と消防係の2係で構成されており、昭和42年には予防係を新設した。

昭和44年には、登別温泉と鷺別の分遣所が出張所に昇格となり、4年後の昭和48年には登別分遣所が出張所に昇格となった。昭和50年には、人口増加が著しい美園町に上鷺別派出所を設置した。昭和52年、同派出所と来馬派出所は、それぞれ名称を「美園派出所」と「富士派出所」に変更した。

また、昭和54年の組織機構改革により、登別温泉分遣所と鷺別分遣所を支署に昇格させ、昭和56年には3派出所を分遣所に改称、平成8年（1996）には、登別出張所が登別支署に昇格となり、現在の体制（1本部・1消防署・3支署体制）となっている。

図表2-4-2 本署・各支署

支署			名称	所在地	所管区域
登別	鶯別	登別温泉			
登別東町2丁目21番地	鶯別町3丁目5番地	登別温泉町17番地	消防署 (警備グループ)	中央町6丁目11番地	中央町、幌別町、千歳町、桜木町、常盤町、緑町、大和町、青葉町、若山町1丁目から3丁目まで、富岸町1丁目、川上町、幸町、新栄町、札内町の一部、富士町、柏木町、新川町、片倉町、来馬町、鉾山町
登別本町、登別東町、登別港町、中登別町の一部、富浦町、札内町の一部	鶯別町、美園町、若草町、栄町、新生町、若山町4丁目、富岸町2丁目及び3丁目、上鶯別町	登別温泉町、カルルス町、上登別町、中登別町の一部			

昭和59（1984）年6月、それまで国道沿いにあつた鶯別支署が、鶯別総合庁舎の建設に伴って、現在の鶯別町3丁目5番地に移転した。美園町や若草町方面に出動する場合、同署のすぐ側にある鶯別学田通り踏切を通過するが、同踏切が遮断されていた場合に備えて、同署裏手にある新鶯別橋を、それまでの木橋から鉄筋コンクリート製の永久橋へと架け替えた。

平成8（1996）年、市の人口増加に対応するべく、消防職員の数90人とした。

平成25年11月には、大正3（1914）年に幌別村と鶯別村に私設消防組が組織されてから100周年を迎えたことにより、「登別消防創設100周年記念式典及び祝賀会」をホテル平安で開催し、180名が出席した。

昭和24（1949）年に登別消防発足以降、地域や社会情勢により消

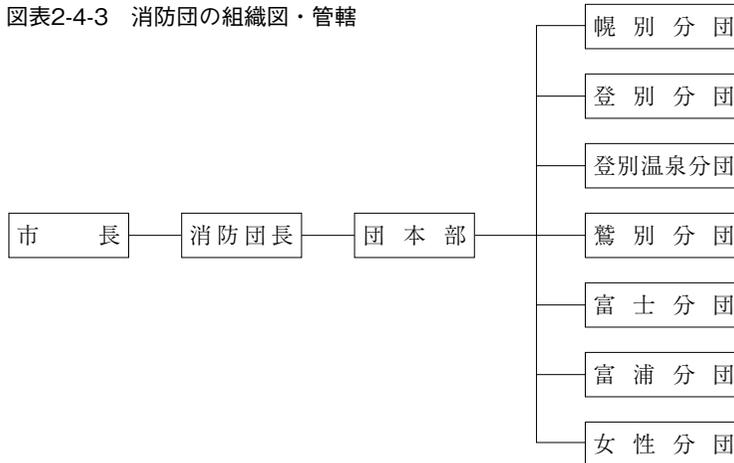
防体制を再構築しながら、常備消防職員と消防団員によって、火災予防に向けた啓発活動を行うとともに、火災発生時には迅速に現場に赴き、消火活動を行い、被害を最小限度に留めるように活動を行っている。

また、効率的かつ効果的な消防体制を構築するために、平成26（2014）年に「将来の消防力の在り方」を策定し、検討した結果、平成28年4月に全分遣所を廃止した。消防署と各支署の再編成も行われ、平成28年度には消防署



新築された消防署東支署

図表2-4-3 消防団の組織図・管轄



分団名	分団所管区域
幌別分団	幌別町・中央町・常盤町・千歳町・桜木町・緑町 大和町・青葉町・川上町・幸町・新栄町・札内町の一部 若山町1丁目から3丁目まで 富岸町1丁目
登別分団	登別本町・登別東町・登別港町・中登別町の一部 札内町の一部
登別温泉分団	登別温泉町・カルルス町 中登別町の一部・上登別町
鷺別分団	鷺別町・美園町・若草町・新生町・栄町・上鷺別 町・若山町4丁目・富岸町2丁目及び3丁目
富士分団	富士町・新川町・柏木町・片倉町・鉾山町・来馬町
富浦分団	富浦町
女性分団	市内全域

東支署建設事業に着手した。同署は令和2（2020）年度中に業務を開始する予定であり、完成後はそれまでの登別温泉支署、登別支署が担当していた区域の消防拠点となる。また、富岸町の高台に、消防本部・消防署の建設も予定されている。

### 登別市消防団の沿革

昭和14（1939）年、これまで組織されていた消防組を「警防団令」により幌別警防団に改正、警防団員370名、5分団体制（幌別、登別、登別温泉、鷺別、鉾山）とした。

戦時中の警防団は、防空と水難、火災その他の活動に大きな役割を果たしてきたが、戦後になって防空業務がなくなり、昭和22年5月に「警防団令」が新たに施行されて、その中で「警防団令」が廃止された。同令の廃止によって、本市の「幌別警防団」も廃止され、改めて「幌別消防団」が設置された。

同消防団は、それまで富士製鉄来馬社宅にあった自衛消防を公設にして「来馬分団」を新設し、消防団員327名、6分団体制（幌別、登別、登別温泉、鷺別、鉾山、来馬）となり、昭和24年には「幌別村消防団条例」を施行、団員の定数を347名とした。

昭和29年、鉾山町の鉾山従業員の転出に伴って「鉾山分団」を廃止し、「富浦分団」を新設した。これによって消防団員の定数が230名となり、6分団（幌別、登別、登別温泉、鷺別、来馬、富浦）体制となった。消防団の名称は、昭和36年の町名改正に伴って「登別町消防団」となり、昭和45年の市制施行によって「登別市消防団」となっ

た。また、団員の定員も昭和36年に191名となった。その後、昭和41年からの一時期に192名になるが、昭和55年には再度191名となり、現在に至っている。

昭和56年に「来馬分団」を「富士分団」に改称し、平成9（1997）年には、団本部に女性分団を配置して初の女性団員10名が入団した。これによって現在の7分団体制（幌別、登別、登別温泉、鶯別、富士、富浦、女性）となった。

平成22年、神奈川県海老名市から本市消防本部に対して消防ポンプ自動車5台が寄贈され、そのうち1台は消防署で運用し、残り4台を幌別分団、登別分団、登別温泉分団、富浦分団に1台ずつ配置した。

平成25年、国は、東日本大震災をはじめとする多くの災害が国内で頻発する状況を受けて、住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保を図ることを目的に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を施行した。本市では、同法を踏まえて、市消防団員の保安帽、雨衣、トランシーバー等の安全装備品の貸与を進めた。平成29年、北海道は、全国的に消防団員が減少傾向にあり、地域の安心・安全を担っている消防団員を北海道全体で応援するため「北海道消防団応援の店」制度を創設した。本市において賛同する事業所等の募集を募ったところ、7事業所が賛同し飲食の割引等サービスの提供した。

## 消防活動

消防署が設置されてひと月後の昭和40（1965）年5月、室蘭市の日石埠頭でノルウェー国籍（国土交通省表記）のタンカーが爆発し、約27日間炎上するといった火災が発生し

た。発足して間もない消防署にも応援の要請があり、輪番で消防車両を現場に派遣した。このときの作業は、タンカーから漏れ出す油が岸壁に打ち寄せられて炎上する被害の拡大を防止するため、その油を沖合に押し戻すといった業務が主であったという。この火災がきっかけとなり、室蘭市との間で同年6月1日に「消防相互応援協定」を締結した。

昭和44年には口径が50<sup>ミリ</sup>の放水ホースを導入した。それまでの口径65<sup>ミリ</sup>のホースでは難しかった比較的広範囲への放水が可能となり、消火活動の幅が広がる契機となった。

その後、平成7（1995）年に発生した阪神淡路大震災では、全国各地から派遣されてきた応援部隊が持つ放水ホースの規格が異なっていたことが問題として浮上し、統一的な規格にすることが求められるようになった。そのため、本市では、平成9年に全国的な統一規格になった差し込み式ホースに機材の入れ替えや改修を行った。

平成12年3月31日に発生した有珠山噴火災害では、現地消防機関等と協力し、約50日間にわたり隊員を派遣（延114隊354名）、住民の安全確保や二次災害の防止、避難所生活を送る住民の救急活動等に尽力した。

同年10月、白老町消防本部との間で昭和44（1969）年に締結された相互応援協定の対象区域を拡大した。それまでは、進入が本市からしか行くことができない倶多楽湖が対象であったが、本市の登別本町、登別東町、登別港町と、白老町の虎杖浜が対象地区に新たに加わった。対象地区で火災が発生した際には、両消防署から消火車両を出動させることとなった。

平成15（2003）年9月28日に苫小牧市の出光興産（株）北海道製

油所で火災が発生した際には、北海道広域消防相互応援協定に基づいて化学隊（1隊延19名）を派遣。消火活動に尽力したことによって、翌16年8月に、防災功労の消防庁長官表彰を受けている。

平成20年年7月7日から洞爺湖町で開催された北海道洞爺湖サミットでは、22カ国の首脳と7つの国際機関の代表が滞在する宿泊地のひとつとして登別温泉が選出され、温泉街の安全を確保するため2ヶ月間に渡りホテルの予防指導や火災対応訓練に取り組んだ。万全の準備を期して臨んだ開催期間において、ただひとつの災害も発生させずに各国の要人を見送りができたことは、本市消防本部及び協力していただいた北海道各消防本部の尽力の賜である。

平成23年3月11日に東北地方で発生した東日本大震災では、緊急消防援助隊として約2カ月にわたり、消火隊、救助隊、救急隊（計4隊、延20名）を派遣、未曾有の大災害で被災した方々の救護、捜索活動等に従事した。

平成30年9月6日、胆振地方中東部を震央として発生した胆振東部地震においても、前述の協定により即座に現地入りし、救急隊、支援隊（計2隊延40名）が災害活動に従事した。

### 予防活動

消防に関する業務の中で、火災発生時の消火活動とともに重要な業務として「予防活動」が上げられる。

昭和57（1982）年に東京都千代田区永田町で発生したホテルニュージャパンの火災を受けて、市消防本部では、3月に宿泊施設の防火対象物適合表示制度によって防火基準適合マーク（いわゆる「適マーク」）の交付を受けた宿泊施設の名称を公開する方針を示し、5月から「適マー

ク」の交付を開始した。交付開始後約1年間で交付を受けた施設は、対象施設の9割に達し、安全・安心な観光地としてのイメージ形成にも貢献した。

また、従来から消防職員のみで実施していた高齢者世帯の査察を、女性消防団員の活動にも追加し、暖房器具を使用する頻度が増加する11月から、高齢者世帯を訪問し、防火を呼びかける活動を平成12（2000）年から始めた。この訪問にあわせて住宅用火災警報器の設置状況の確認などを行っている。

### 住宅用火災警報器の設置義務化

全国で発生した住宅火災における死者の約7割が熟睡、泥酔、病気、身体不自由などの逃げ遅れによるものであったことが判明し、また、高齢者の割合が半数以上を占めていることから、今後の高齢化の進展に対応する新たな住宅防火対策の1つとして、平成23（2011）年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されることとなった。

本市では、平成21年度に「防火安全対策調査・普及事業」（事業期間：10月1日～翌年2月28日）を実施して市内すべての住宅を対象に住宅用火災警報器の設置状況の調査を行った。この調査においては、設置率は34・7割であったことから、設置義務の期限である平成23年5月までに未設置の約65割の住宅における設置が課題となった。

住宅用火災警報器の設置率向上に向けて、市消防本部では、消防・救急フェスティバルや地域ごとのイベント、また、公共施設等において住宅用火災警報器のパネルを展示するとともに、リーフレットの配布や、市広報紙、市公式ホームページなどを活用して啓発活動を行った。本市

独自の取組として、住宅用火災警報器設置済みシールを配布し、悪質な訪問販売の未然防止にも取り組んだ。また、調査の結果、未設置であった住宅を対象に、消防署員による訪問調査と高齢者世帯への防火査察を行い、普及に努めた結果、平成23年には設置率88<sup>〃</sup>を達成した。各家庭においても住宅用火災警報器を設置したことによって、火災が発生した際も早い時点で火災に気づくことができ、その結果、警報器を設置した住宅では平成22年からの10年間で全焼ゼロを達成することができた。

### 救急業務

昭和30年代は、自動車普及し、それに伴って交通事故が増加したことによって救急業務の実施に対する要望が高まった時期であった。

国は、このような情勢を受けて、それまでは明確な法的根拠が無かった救急業務を「消防法」の中に位置付け、救急業務を行うべき市町村の基準等を定める消防法の一部改正を昭和38年に行い、翌39年4月10日から施行した。

本市における救急業務は、昭和39年6月5日に日本赤十字社から救急自動車が配車されたことに始まる。この頃の登別町は、救急業務を行うべき市町村の基準を満たしておらず、その実施義務は無かったものの、住民サービス向上の一環として任意で行っていた。当時の救急出動は、日中は保健衛生係、夜間は消防本部に要請することとなっており、時間帯によって要請先が異なっていたが、翌40年6月1日から出動要請先が消防本部に一本化されることとなり、現在に至っている。

この救急業務を行うべき市町村の基準は、交通事故の増加に伴い全国的に救急体制の整備と充実が求められる中で、当初は国勢調査での人口

が10万人以上であり、かつ人口集中地区の人口の合計が5万人以上という基準であったものが、順次緩和されていき、昭和44年には、国勢調査での人口が3万人以上の市という基準になり、同年9月1日から施行された。さらに翌45年4月17日には、再度基準が緩和され、国勢調査での人口が3万人以上の市又は町となり、この基準は昭和45年10月1日から施行されることとなった。

救急自動車の運用を開始した当初は使用料を徴収することとして、災害や交通事故又は伝染病による患者、あるいは生活困窮者は使用料が免除される制度であったが、「道路運送法」や「消防組織法」の規定に抵触する可能性があったことから、昭和45年に使用料の徴収は廃止となった。

本市の当時の国勢調査による人口は、3万9千101人であったため、前述の緩和された基準に基づいて昭和45年10月1日から救急業務の実施が義務付けられることとなった。しかし、同年8月1日に市制を施行したことから、緩和された基準の1つ前の基準、すなわち国勢調査における人口3万人以上の市が適用されることとなり、市制施行と同時に救急業務の実施が義務付けられることとなった。

当初は、消防署から市内各所に救急自動車が出動していたが、その後の人口の増加などを踏まえて、昭和56年には日本赤十字社北海道支部から長期貸付を受けた救急自動車を登別温泉支署に配置し、昭和61年の道央自動車道の開通に伴って、日本道路公団（現・東日本高速道路（株））との間で高速道路における救急業務に関する協定を締結した。このことにより救急自動車を消防署に1台増車しており、平成5（1993）年には驚別支署に救急隊を新設するとともに、消防署の救急自動車1台

図表2-4-4 救急出動の比較

	昭和45年度	平成30年度
出動件数	298	2,319
火災	0	15
自然災害	0	2
水難	2	0
交通事故	74	99
労働災害	10	21
運動競技	4	4
一般負傷	22	362
加害	3	3
自損行為	4	27
急病	178	1,630
その他	1	166

出典：登別市統計書

を同署に配置している。

平成3年に応急措置の範囲が拡大する一方で、医療行為に位置付けられるために医師の同席と指導が必要であった医療行為の一部を「特定行為」として、それを行いうる「救急救命士」の国家資格が創設された。

一般の救急隊員が処置した事例に比較して、救急救命士が処置した事例の救命率がより高率であったことから、市内でも救急救命士の養成を求める声が上がリ、上野市長も平成7年の市政執行方針において救急救命士を養成する旨の方針を示し、平成8年3月に1名が市消防本部で初となる「救急救命士」資格を取得した。そして、同年10月1日から日鋼記念病院と連携して、同病院の医師の指示のもと救急救命士が電気ショックによる心肺蘇生や、気道の確保などを行う「特定行為」の運用が始まった。これに対応するために市消防本部では、救急自動車をそれまでの「準高規格救急自動車」から、順次、「高規格救急自動車」へと更新を進め

て行った。平成30年度末現在では、救急救命士の有資格者29名となり、救急自動車も保有する3台（警備グループ1台、登別温泉支署及び鷺別支署各1台）の全てが高規格救急自動車となっている。

### 救急要請

救急出動の要因別の統計は、11種別に分類されている。本市の状況を市制施行の昭和45（1970）年度と平成30（2018）年度とを比較すると、救急出動件数は約7.7倍となる。救急業務に占める割合で見ると、法制化された当時の主たる要因であった交通事故は平成2年までは増加基調であったが、それ以後は減少に転じて推移している一方で、誤飲等の一般負傷や、疾病による急病は大きく割合を増している。

救急出動の大幅な増加は全国的な傾向であり、その要因も高齢化の進展と比較的軽症であっても救急出動を要請する事例の増加とされており、本市においても同様と推測される。なお、その他の要因による救急出動件数は、おおむね横ばいで推移している。

救急出動は、要請があった順番に出動することとなるため、比較的軽症な場合での救急出動要請が先になると、重篤な症状の患者の救急搬送が遅れることとなる。そのような事例の発生を少しでも防止していくために、消防本部では市民等に対する啓発活動を実施している。

また、最近の救急出動において特徴的な事例は、外国人観光客等による救急出動要請の増加である。日本語での会話ができる外国人観光客等は少なく、そのような中でも意思疎通を可能とするため、市消防本部ではスマートフォンでの多言語音声翻訳アプリを平成28年から導入し、成果を収めている。また、登別温泉地区への外国人観光客の増加や、白老

町に建築されたウポポイ（民族共生象徴空間）の令和2（2020）年の開館により更なる外国人観光客等の増加が見込まれるため、平成30（2018）年10月に、登別国際観光コンベンション協会と「外国人からの通報時及び災害現場での通訳に関する覚書」を締結した。

その後、令和元（2019）年6月1日には、多言語語に対応可能な通訳との通信を24時間体制で行うことができる「三者間同時通訳システム」の運用を開始した。

## 消防・

災害の無いまちづくりを目指して市民と消防救急フェスティバル が身近に触れ合う「消防・救急フェスティバル」を、平成21（2009）年から「明日のまちづくり事業」の1つとして開催することとなった。

第1回では、ポスフル登別店（現・イオン登別店）の駐車場で消防車や救急車などを展示し、消火器による消火体験や大地震などを体験する起震車で震度6程度の揺れの体験などが行われ、来場者からは大好評を博した。この催事は、翌年以降もその年ごとに内容を改めながら継続されている（平成30年度は胆振東部地震のため中止）。

## 自動体外式除細動器

自動体外式除細動器（略称「AED」）は、医師の指示がなくても救急救命士が使用可能な一次救急の機材として活用されてきたが、平成16（2004）年7月1日に厚生労働省が「非医療従事者による自動体外式除細動器の使用の在り方検討会報告書」を発表し、それによって一般市民においても、180分の講習を受講していること、使用する器具が医療器具として薬

事法の承認を受けていることなどの基準を満たしている際に使用可能となった。

このため、本市では、平成18年度に消防署と救急車3台に設置するとともに、市内の公共施設について、不特定多数が来場する運動施設である市民プールらくあ、総合体育館、岡志別の森運動公園、ネイチャーセンター、しんた21に設置した。また、民間企業等から11台の寄贈を受けて、市役所本庁舎、市民会館、鷺別公民館、婦人センター、温泉ふれあいセンター、クリンクルセンター及び市内各中学校に設置した。

この後、平成18年6月12日に厚生労働省が「わが国の新しい救急蘇生ガイドライン（骨子）（一次救命処置）」を発表し、その中で、これまでは推奨されてこなかった8歳未満へのAEDの使用について、小児用パッドを用いて使用することが推奨されるようになった。これを受けて、平成19年度には市内小学校各校にも設置、更に同年の第3回臨時会で補正予算を組み、各保育所、児童館、青少年会館等市内22か所に追加設置した。

## 参考文献

- ・登別町『登別町史』昭和42年
- ・登別市『市史ふるさと登別』昭和60年
- ・独立行政法人国立印刷局『官報』各号
- ・登別市消防本部『登別消防百年のあゆみ』平成25年
- ・登別市消防本部『火災状況（平成22年～令和元年）』令和2年
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報社『室蘭民報』各号

## 第6節 警察・自衛隊

### 1 警察

#### 市内警察力の概要

アジア・太平洋戦争後の警察組織は、GHQの主導により戦前の中央集権的な組織から、民主的な運営がなされる組織となることを目的に改革が行われた。

昭和22(1947)年12月に制定され、翌年3月に施行された「警察法」(旧警察法)では、全ての市と人口5千人以上を有する市街的町村には設置主体を地方自治体とする自治体警察署が置かれることとなり、それ以外の町村には国が設置主体となる国家地方警察が設置された。

本市は、旧警察法施行当時の人口は1万8千581人を数えたものの「市街的町村」としての指定を受けるに至らず、苫小牧町(現苫小牧市)内に設置された苫小牧地区警察署の管轄となった。

しかし、旧警察法に基づく組織は、小規模であり、集团的又は広域的な犯罪に対して効率的かつ的確な対応をすることが困難であった。また、自治体警察設置に要する経費が設置主体の市町村負担とされたことから、小規模な市町村では設置返上に関する要望が多数寄せられるようになった。

このような問題に対して、旧警察法では複数回の一部改正を行ったものの改善には至らず、抜本的な改善を図ることとなり、昭和29年7月1日に全部改正された「警察法」(新警察法)が施行され、新警察法の下、本市は札幌方面本部内に位置する室蘭警察署の管轄とされた。

新警察法は、その後も時々の情勢により改正を行っており、昭和33年4月1日に施行された警察法の一部改正では、札幌方面本部が廃止され、室蘭警察署は北海道警察本部直轄の札幌方面室蘭警察署として現在に至っている。

警察署の設置は、基本的に旧警察法によるものを踏襲しており、本市内で発生する窃盗犯の件数が大幅な増加を見せる一方で、それに対応する警察力は派出所3か所、駐在所2か所、警察官の数が20人弱という状態であった。これに不安を抱いていた市民の間では、昭和45年8月1日の市制施行により本市内に単独の警察署が設置され、警察力が強化されることへの期待が高まっていた。

市民の期待の高まりを受けて、本市は、北海道警察本部をはじめとする関係機関への要請活動を開始した。昭和46年には北海道議会にも陳情書を提出し、また、昭和50年に北海道議会議員に当選した高田元市長も北海道議会の場で、当時道内の市で単独警察署が設置されていない登別市及び恵庭市への単独警察署設置に対する考えを質問した。

しかし、各警察署間の業務負担の均衡を図るために警察署の設置や定員の見直しを進めていた北海道警察本部では、本市、恵庭市ともに刑法犯の発生件数は単独の警察署を設置する基準に近い件数とはいえ、両警察署の警察官の業務負担量は全道平均と同程度であること、また、両市ともに隣接する警察署との距離が他の警察署間の距離よりも近距離であり、犯罪傾向が広域化、スピード化にある中で小規模な警察署の設置は、結局他の警察署の応援を要請することとなり、効率的な運用が果たせない可能性があることなどから、今後の推移を見極めて対応したいという消極的な答弁となった。

本市は、その後も粘り強く要請活動を行い、昭和53年4月には幌別派出所がそれまでの警部補派出所から警部派出所に昇格し、平成6(1994)年4月には単独警察署長と同格となる警視クラスの警察官が所長として配置されることとなった。この間、土地区画整理事業の実施により住宅地が拡大し、犯罪の発生や青少年の非行が増加した若草・新生地区への効果的な対応を図るため、登別交番は昭和57(1982)年12月1日に桜木町1丁目に移転し、業務を開始した。また、交通機動隊室蘭分駐所も名称を「交通機動隊登別分駐所」と改めて昭和57年12月に登別交番と同一の施設内に移転し、平成14年には鶯別交番の管轄区域を引き継ぐ新生交番が新生町4丁目に開所するなど実質的な警察力の増強が行われてきた。平成6(1994)年11月1日、それまでの「警察官派出所」「駐在所」といった名称が「交番」に統一されることとなり、室蘭警察署管内でも室蘭・登別両市内にある16交番で看板の掛け替えが行われた。また、治安維持業務だけではなく、平成12年4月1日からは、全ての交番及び駐在所で運転免許証の住所変更手続きが可能となったほか、平成30年1月13日には、白老町内で発生した列車事故の影響で足止めされた大学入試センター試験の受験生1名を登別交番のパトカーで試験会場までの代替輸送を行った。

令和元(2019)年現在では、登別交番と新生交番、登別東交番と登別温泉交番の2つのブロック体制で警察官の重点的な配置などを行い、治安を維持している。

## 登別交番

明治24(1891)年1月16日に初めて幌別村巡查駐在所(幌別村116番地)が設置され、巡查矢崎武啓

が赴任した。この頃の登別地域は、北海道炭砒鉄道による室蘭本線敷設工事の最中であり、工事関係者が一時的に増加し、現在の登別市内一円(幌別村・登別村・鶯別村)を担当する巡查(1名)は多忙を極めたという。そのため、明治33年4月には鶯別村が輪西村巡查駐在所の所轄となつてゐる。それから5年後の明治38年2月25日には登別村巡查駐在所が設置されたため、札内・カルルス・ランボツケ・サトヲカシベツを除く登別村が同巡查駐在所に移管された。翌年には登別村全域が登別村巡查駐在所の管轄となつたことから、幌別村一円が管轄区域となつた。その後も管轄区域は近隣の駐在所との間で所管替えがなされることとなる。

昭和22(1947)年5月6日に巡查部長派出所に昇格し、警部補派出所、警部派出所の時代を経て平成6(1994)年には、犯罪の重大化に迅速に対応するために警察署長と同等の警視クラスが所長として配置されることとなった。

交番の建物は、昭和4(1929)年8月30日に地域住民などからの寄付により幌別町2丁目に新築し、昭和33年には国道36号の道路敷地拡張工事の支障物件となつたため、幌別地域の連合町内会長であつた宮武忠兵衛が発起人となつて部長派出所新築期成会が結成されて幌別町2丁目に新築された。

この建物は長年使用されてきたが、新生・若草地区への対応強化や老朽化が著しくなつたことなどから、昭和57年に桜木町1丁目に移転し、平成6年に登別交番へと改称する。

管轄区域は、青葉町、柏木町、片倉町、上登別町、川上町、鉾山町、幸町、桜木町、札内町(西)、新栄町、新川町、千歳町、中央町、常盤町、富岸町、富岸町1丁目、富士町、幌別町、緑町、大和町、来馬町、若山

町1丁目～3丁目である（令和元年（2019）年現在）。

### 新生交番

大正11（1922）年に鷺別町に鷺別巡査駐在所が設置されて以来、「鷺別交番」として鷺別町6丁目に設置されてきた。同交番の設置当初は、現在の若草町、新生町方面には住宅が無く、治安維持の必要性が相対的に低かったが、その後の土地区画整理事業などの結果、徐々に住宅が増加していき、それに伴って犯罪の発生や青少年の非行が発生するようになった。そのため、本市では、新生町・若草町地区への交番の設置を要望してきた。

北海道警察では、鷺別交番の建物が老朽化していることから移転・新築する必要があるとして、平成14（2002）年12月27日に新生町4丁目に新生交番を新設し、業務を開始するとともに、これまでの鷺別交番は、パトロールの際に警察官が立寄る「連絡所」とするものの、平成15年11月に室蘭警察署が室蘭市東町に移転することにあわせて解体する方針が策定された。この方針に対して市は、建物を本市へ無償譲渡するよう求める要請書を室蘭警察署に提出し、平成15年12月1日に同警察署から無償譲渡を受けて、「防犯交通監視所」として活用することとなった。

新生交番では、地域住民と意見交換をする場として平成15年5月27日に新生交番連絡協議会（町内会長など12名の委員）を設置した。

管轄区域は、上鷺別町、栄町、新生町、富岸町2丁目・3丁目、美園町、若草町、若山町4丁目、鷺別町である（令和元年（2019）年現在）。

### 登別温泉交番

登別温泉町での警察の歴史は、大正4（1915）年の湯の滝巡査駐在所の設置に始まる。9年後には

巡査部長が配置され、昭和13（1938）年9月24日に「登別温泉巡査駐在所」と改称した。平成27（2015）年12月14日に登別温泉町92番地1への移転に伴う開所式を執り行った。同交番が管轄する地域には外国人観光客が多数訪れることから、開所と同時に中国語会話が可能な署員の配置体制を整えている。なお、敷地内にある登夢くんのモニユメントは、交番の移転にあわせて平成27年に観光開発基金を活用して市が設置した。

管轄区域は、カルルス町、中登別町、登別温泉町である（令和元年（2019）年現在）。

### 登別東交番

登別東交番は、明治38（1905）年3月に登別地区に設置された駐在所が始まりである。

交番庁舎は、昭和49年築の木造モルタルであったために老朽化が進み、平成8（1996）年には、現在地で改築するために一時期交番所在地が登別駅前に移転するが、同年12月には新築がなった新たな建物での業務を開始した。

令和元年度現在は、登別温泉交番とブロック体制を組んで治安の維持に当たっている。

管轄区域は、札内町（中・東）、富浦町、登別東町、登別本町、登別港町（令和元年（2019）年現在）。

### 登別西駐在所

昭和18（1943）年4月15日に日鉄社宅からの請願により設置された来馬巡査駐在所は、増加が続く

社宅街の治安維持の拠点として業務を行ってきた。

図表2-4-5 登別市内での刑法犯認知件数

犯罪発生状況（各年12月末現在・単位：件）

	総計	うち窃盗
昭和45年	484	368
昭和46年	462	392
昭和47年	531	438
昭和48年	482	408
昭和49年	458	389
昭和50年	471	385
昭和51年	537	437
昭和52年	640	559
昭和53年	641	559
昭和54年	679	611
昭和55年	752	691
昭和56年	851	761
昭和57年	912	875
昭和58年	1018	937
昭和59年	853	779
昭和60年	713	657
昭和61年	631	579
昭和62年	642	598
昭和63年	730	671
平成元年	678	631
平成2年	696	638
平成3年	802	741
平成4年	681	626
平成5年	739	701
平成6年	854	811
平成7年	963	914
平成8年	758	725
平成9年	734	712
平成10年	710	680
平成11年	676	651
平成12年	599	530
平成13年	733	643
平成14年	715	680
平成15年	721	591
平成16年	735	627
平成17年	577	451
平成18年	428	324
平成19年	453	328
平成20年	472	372
平成21年	458	332
平成22年	329	255
平成23年	286	204
平成24年	290	170
平成25年	232	140
平成26年	259	173
平成27年	206	137
平成28年	226	141
平成29年	222	130
平成30年	188	124
令和元年	158	95

しかし、平成6年、駐在所等が「交番」と改称・統一されたが、登別西駐在所だけは、地域住民からの馴染みが深いとして室蘭警察署管内で唯一「駐在所」の名称が残ることとなった。

管内唯一の駐在所となった登別西駐在所であったが、建物の老朽化が著しいことから、平成15年度から「建物の建替え」若しくは「登別交番への統合」が検討されることとなった。同年12月10日に開かれた登別交番・登別西駐在所連絡協議会でも情報提供が行われ、地域住民の意見を踏まえて判断していくとの姿勢が示された。

しかし、建物の老朽化に加えて、管轄する地域内における交通事故や犯罪の発生件数が減少傾向にあることから、平成22年度末をもって登別西駐在所の廃止が決定し、登別交番が警察官1名を増員して同駐在所の管轄地域を担当することとなった。

交通機動隊登別分駐所

交通機動隊は、一般主要幹線道路における交通の安全と円滑を図るために交通の指導取締り等を行うほか、事件発生時における緊急配備等の警察活動に従事している。

本市を管轄する交通機動隊登別分駐所は、同隊室蘭分駐所として室蘭警察署輪西派出所内に事務所があったが、新たに完成した登別交番内に移転・併設されることとなり、昭和57（1982）年12月1日より業務を開始した。その後、組織の見直しにより、平成23（2011）年に同分駐所は撤収された。

なお、高速道路における指導取締り等については、高速道路交通警察隊が所管し、分駐所は室蘭市崎守町に所在する。

犯罪の発生傾向

本市内での刑法犯の認知件数は、ほとんどが窃盗犯で、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯及びその

他の刑法犯については少なく、また、窃盗犯についても徐々に減少してきている。

一方で、窃盗犯の認知件数は、その時々々の経済状況などが影響して増減を繰り返してきた。

昭和40年代は高度経済成長を背景に国民生活が比較的安定した時期であったこともあり、横ばいで推移してきた。しかし、昭和50年代に入るとオイルショックや円高不況などを原因とする経済情勢の悪化の影響もあり、大幅に増加し始める。この増加も昭和58（1983）年にピーク（937件）を迎え、その後、バブル経済などの活況もあり減少に転じた。しかし、この減少もバブル経済の崩壊時期と軌を一にして増加に転じ、平成7（1995）年に再度認知件数のピーク（914件）を迎え、再度減少に転じ、平成30年は123件と平成7年と比較して9割近く減少している（図表2-4-5参照）。

### 暴力団排除の取組

本市内での犯罪の発生件数は減少しているが、1件当たりの事件内容の重大性は増している。

平成元（1989）年2月には、市内で立て続けに暴力団員による発砲事件が発生した。これが契機となつて暴力団追放活動が活発化し、同年2月16日の暴力団追放決起集会が登別、室蘭両市民により開催され、3月9日には市民ぐるみの暴力追放組織「登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会」が発足している。同協議会では、ポスター掲示のほか、平成元年からは、刈田神社の祭事時期にあわせて行われていた幌別地区のお祭りへの暴力団関係者の出店を排除するために、改めて「幌別地区手づくりまつり」へと衣替えをし、その主催者の中核として活動を行って

いる。

しかし、平成25年1月29日に登別温泉町のホテルで暴力団員が発砲し、1人が死亡する事件が発生した。これに対して同協議会では、暴力追放と犯罪の無い明るく住みよいまちを目指す意識を高めるために、同年7月1日に登別市民会館を会場に「登別市暴力追放・安全・安心まちづくりの集い」を開催した。

本市内での暴力団排除に向けた取組は、このように市民主体で行われ、本市も歩調を合わせて行っており、その歩みは、平成26年に制定施行された「登別市暴力団排除の取組に関する条例」に結実する。同条例の施行後、本市が行う契約の相手方から暴力団関係者を排除することが明確に示されるようになった。

### 交通安全の取組

本市内の自動車保有台数は、普通乗用車の普及と歩を共にするように、昭和47（1972）年から平成16（2004）年までの間、増加の一途をたどり、平成16年の3万4491台をピークに、その後は3万4千台前後で横ばいに転じた。

交通人身事故の発生件数は、自動車保有台数の増加に代表される車社会の急速な進展に対して、交通安全施設の不足に加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、交通事故の発生件数と、それによる死傷者数が年々増加していった。特に昭和50（1975）年以降は、北海道が交通事故死亡者数で全国ワースト1位、又は2位を記録していたこともあり、交通安全の確保は大きな社会問題となった。

本市では交通事故防止と交通安全に向けた意識啓発を図るために昭和37年3月20日に「交通安全町」を宣言している。このときの宣言文を再

掲する。

交通安全町宣言に関する決議

最近わが国の経済進展にともない、都市交通の輻輳は愈々激甚となりこれによる交通事故の災害は大きく社会問題化している。

わが登別町の交通事情もきわめて深刻であり、特に観光地として、かつまた、最近の町の著しい発展振りに対し、判明町内交通の混雑に一層の拍車をかけている。

このため、頻発する交通事故の件数は年々増加の傾向にあり、人命に対する脅威はつのるばかりである。

かゝる交通禍の脅威を除き、町民生活の安全を確保するため、交通環境の改善を推し進めると共に、町民一丸となつて安全交通の自覚に徹する事の急務を痛感する。

よつて全町民と共に総合的連携と協力なる活動を講じて、明るい、住みよい、安全町の理想を達成すべく、

こゝに登別町は「交通安全町」とすることを宣言する。

昭和三十七年三月二十日

北海道登別町

本市内での交通事故発生件数（図表2-4-6参照）は、平成12（2000）年度までは自動車保有台数の増加にあわせるように増加傾向にあったが、その後、自動車の安全性能の向上や警察による取締りの強化、登別市交通安全協会をはじめとする安全運転実施に向けた啓発活動の成果によつて大幅に減少し、平成15年には昭和57（1982）年以来の市内での交通事故死亡者数ゼロも達成した。

図表2-4-6 本市内の交通事故発生件数の推移

	発生件数	死傷者数	傷 害	死 者
昭和55年	136	195	192	3
昭和60年	128	165	162	3
平成2年	191	255	249	6
平成7年	245	317	312	5
平成12年	279	377	369	8
平成17年	223	285	284	1
平成22年	186	229	228	1
平成27年	120	146	145	1
平成28年	79	104	104	0
平成29年	64	83	81	2
平成30年	52	65	64	1
令和元年	55	71	71	0

交通事故が全国的に減少傾向にある中で、平成18（2006）年に福岡県福岡市で発生した飲酒運転によつて家族5人が死傷する交通事故が発生したことを受けて、飲酒運転に対する厳罰化を求めめる声上がり、それを受けて平成19年に「道路交通法」が改正され、各所において飲酒運転撲滅に向けた啓発活動が行われた。

しかし、本市内では、平成29年11月27日に飲酒運転によつて歩行者が死亡する事故が発生した。そのため市では、同年11月30日に登別中央ショッピングセンター・アーニスにて啓発チラシの配布、12月5日に交通事故の現場付近において人と旗の波街頭啓発運動を実施、12月8日には室蘭警察署や胆振総合振興局などと共催して交通事故撲滅緊急決起集会を開催し、約150名が参加した。この集会では、飲酒運転をはじめとする危険行為や、交通事故の撲滅は市民全員の共通した願いであることを再認識し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を強く意識することとなった。

これらの取組の成果から、令和元（2019）年は室蘭警察署管内で

の死亡交通事故は0件を達成することができた。

### 登別市交通安全計画

本市では、交通安全の確保に対する具体的な方策を定めるために、昭和46（1971）年に計画期間を5年とする「登別市交通安全計画」を策定した。

現在、第10次の交通安全計画期間となっており、「交通事故のない社会を目指して」、「人優先の交通安全思想」を基本理念として、8項目の施策の方向を示し、それぞれの実現に向けた推進施策を記し、その下に年度ごと及び月別の実施計画書を定め、それに基づいた施策を進めている。同計画の策定にあたっては、市職員や室蘭警察署員などで構成する登別市交通安全対策会議（平成28（2016）年12月1日発足）において計画内容の調査審議と策定を行った。

市交通安全対策会議では、飲酒運転の撲滅に向けて、飲食店組合を通じて各飲食店に対して啓発物品（コースター）の配布や人と旗の波街頭啓発活動を行った。また、近年増加が著しいレンタカー等を運転する外国人観光客に対しては、外国語表記ののぼりやハンドプレートを用いた啓発活動を実施している。

### 登別市交通安全協会

登別市交通安全協会は、昭和35（1960）年8月24日に室蘭地区交通安全協会の幌別支部及び登別支部として発足した。その後、交通量の増加などにより交通事故の発生件数が急増したために、市として独立した交通安全協会を設立して、強力に交通安全を推進する必要性を痛感することとなった。

そこで、両支部は、昭和41年3月と同年4月の2度にわたって協議を

行い、同年5月6日に室蘭交通安全協会から独立した「登別交通安全協会」が発足し、市内の自動車運送業者や家用車の所有者など381人が会員となった。

同協会では、公共交通の安全性を確保するとともに、交通機関の円滑なる運営と、その進歩と発展に努め、交通文化を向上させようという趣旨の下、人と旗の波運動や、歓送迎会や忘年会等の時期に市内飲食店を巡回して飲酒運転撲滅を呼びかける啓発活動などを行っている。その他の活動は次のとおりである。

- ・ 新入学児童に対する交通安全啓発運動
- ・ 高齢者交通安全啓発運動
- ・ 人と旗の波街頭啓発運動
- ・ ジャンボ街頭啓発運動
- ・ パトライト夜間街頭啓発運動
- ・ 交通安全標語の募集、表彰
- ・ 歳末交通安全啓発運動
- ・ 交通安全歳末特別警戒運動
- ・ シートベルト着用調査
- ・ こぐまクラブ交通安全啓発運動
- ・ 自転車交通安全啓発運動

これらの活動は、現在に至るまで継続的に行われ、本市内での交通事故の防止に重要な役割を果たした。昭和45年に10名の交通事故死者が発生して以降は減少し、昭和57年には交通事故死者数ゼロを達成した。しかし、翌年の昭和58年に9人の交通事故死者が発生したことから、協会では交通安全対策の強化を図ることとし、昭和60年4月1日から事務局

長を置くとともに、名称を「登別市交通安全協会」に改称して、本市の交通安全担当部署の職員と連携して、交通安全や飲酒事故防止に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいる。

歴代会長

- 初代 三浦 守治 昭和41年5月～昭和46年3月
- 2代 中牧 昇 昭和46年4月～平成9年3月
- 3代 土合 和英 平成9年4月～平成10年3月
- 4代 佐々木 保 平成10年4月～平成16年3月
- 5代 草塩 忠幸 平成16年4月～現在

登別市交通安全指導員会

戦後の復興に向けて突き進む中で、輸送の改良を目的とした道路整備が全国的に

行われた。しかし、輸送を主目的としたものであったため、歩道をはじめとする歩行者に関する安全施設の整備は遅れていた。自動車が普及するに伴って交通事故件数も急増し、交通事故死者数の増加などを指して「交通戦争」と呼び、交通事故発生件数がピークを迎えたのが昭和45年であった。この頃、本市内でも車社会が進展を見せ始めており、交通安全に対する啓発活動の重要性が認識され、交通事故の防止が声高に叫ばれ始めた。その取組を進めるために「登別市交通安全指導員会」が昭和45（1970）年5月22日に会員数50名をもって発足した。

発足当初の重要課題は、本市内で発生する交通死亡事故の約6割を占める国道36号での交通事故抑止で、運動の力点を置いていた。昭和61年5月28日に国道沿いの幌別町2丁目18番地に防犯・交通安全街頭監視所

が設置され、同監視所を拠点として啓発活動に取り組んだ。

その後、新登別大橋の開通やオロフレ峠の通年通行が可能となるなど道路整備が一層進んだことにより、通行量も増加し、国道だけでの啓発活動だけでは追いつかなくなってきた。また、小中学校や高等学校などが開催していた交通安全教室の内容についても、更なる改善が求められていた。

そこで、街頭啓発のほかに、小学生への「青空教室」や高齢者対象の「交通安全教室」の開催などにも活動の幅を広げていった。これらの地道な活動の成果として平成15（2003）年には本市内交通事故死亡者数ゼロを達成しており、その活動に対して平成20年に室蘭警察署から感謝状が贈呈された。

現在の幌別防犯交通安全監視所は、昭和61（1986）年に設置した監視所が老朽化したことから、平成12（2000）年5月に建替えられている。また、監視所前に設置されている安全標語塔は、監視所設置とともに建設され、平成2年の同会20周年記念事業として建て替えられた。その後、平成12年の監視所の建替えにあわせて改修し、現在に至っている。

歴代会長

- 初代 浅沼春次郎 昭和45年5月～昭和46年2月
- 2代 市岡 秀俊 昭和46年3月～平成4年3月
- 3代 川崎 基治 平成4年4月～平成7年3月
- 4代 滝 光雄 平成7年4月～平成13年3月
- 5代 藤崎 信雄 平成13年4月～現在

## 参考文献

- ・登別市『登別市統計書』各年版
- ・警察庁『平成16年警察白書』
- ・北海道警察本部『北海道警察史 第3巻』
- ・登別市議会『登別市議会史 第2巻』平成12年8月
- ・北海道議会『北海道議会議録（昭和53年第2回定例会）』
- ・北海道警察高速道路交通警察隊運営規程（平成19年北海道警察本部訓令第3号）
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報道社『室蘭民報』各号
- ・登別交通安全指導員会『登別交通安全指導員会創立20周年記念誌』平成22年11月
- ・登別交通安全指導員会『登別交通安全指導員会創立30周年記念誌』平成12年11月
- ・登別交通安全指導員会『登別交通安全指導員会創立40周年記念誌』平成22年11月

## 2 自衛隊

## 警察予備隊（保安隊）の誘致

第2次世界大戦後、米ソ対立による冷戦が始まり、その中において日本の安全保障が課題となった。昭和25（1950）年に朝鮮戦争が勃発すると、日本国内の進駐軍が朝鮮半島に向けて移動を開始し、その結果、日本国内に防衛や治安の維持にあたる警察力が不足することとなった。

そこで、連合国軍総司令部（以下「GHQ」）は、日本政府に対して防衛努力を求めるようになり、同年7月8日にマッカーサー司令官は吉田茂首相に宛てて警察予備隊の設置を求める書簡を出した。これを受けて日本政府は準備を進め、同年8月1日に警察予備隊（27年「保安隊」、29年「自衛隊」と改称）が誕生した。

本市における警察予備隊誘致の動きは、昭和27年6月4日の町議会第5回臨時会に協議事項として提案されたことが始まりとなった。

この臨時会で深瀬寅次町長は、キャンプ地約20町歩、演習地80町歩の確保と官舎30戸の建設の要請がなされたと報告した。

この問題に対して町議会は「警察予備隊設置に係る特別委員会」（委員5名）を設置し、既に誘致活動を決定していた千歳町（現・千歳市）、恵庭町（現・恵庭市）、留萌市などの現状調査を行った。

同年6月18日に議員協議会が招集され、町長は、このときに警察予備隊当局が示した設置の内容、条件などを報告した。その概要は、

- ① キャンプ敷地は、町の責任においてあつせんすること。なお、敷地は、2万坪から最低1万8千坪を必要とすること
- ② 札内地区に予定する演習地は北海道に折衝するが、射撃場は町で手配すること
- ③ その他、電話・電気・道路・配水など、できるだけ町で受入体制を整えられたいこと

であり、奥川上地区（現・室蘭工業用水池付近）を予定地とするものであった。

これに対して町議会議員からは、「これは、誘致を決定した後の内容であり、まだ意思決定をしていない段階で先走りしすぎている」、「付託

した特別委員会からの報告を願いたい」などのほか、誘致する場合の財政負担を懸念する意見が出された。その後、厨川晟議長から「警察予備隊設置に係る」特別委員会としての結論は出ていないが、各委員が調査した内容について説明をいただきたい。」との発言があり、特別委員会委員の3名の議員から「留萌市、千歳町、恵庭町は誘致については大賛成で、財政上地元負担の関係についても問題がないようである」との説明がなされた。この説明に対しても賛否双方からの議論がなされた後に無記名投票が行われ、誘致賛成7票、反対6票と1票差ながらも誘致を決定した。これにより町長及び議長が札幌の第二管区総監部を訪問し、誘致について陳情することとなった。

一方、住民の間でも警察予備隊の誘致の賛否についての議論が湧きあがり、6月17日には幌別町商工会、幌別十字街商店会、曙会が共催して「予備隊誘致促進町民大会」が開かれ、この場で「国土防衛上、また幌別町勢発展のため、誘致促進猛運動を展開するべきである」との決議がなされ、町議会に賛成の陳情書を提出している。また、反対派の住民は、6月22日に「幌別富士鉄住宅町民大会」を開き、

- ① 国で支払うべき予備隊の支出を町が負担することは賛成できない
- ② 農地及び家庭菜園の接収は直接生活圏を脅かす
- ③ 予備隊設置後の各地の状況を見ると特殊飲食店の増加など風紀上ゆゆしき問題が起きている

④ 平和産業の導入に不利となる

などを上げて誘致反対を決議し、こちらも町議会に陳情書を提出した。

警察予備隊誘致問題は、町内を賛成・反対で二分する中で、苫小牧市に警察予備隊を配置するとの新聞報道がなされ、その実態を調査するた

めに、急きよ6月23日に第6回臨時会が開催された。

臨時会では、深瀬町長から18日開催の議員協議会での協議内容の説明がなされ、警察予備隊調査特別委員会からは6月6日に行った調査結果が報告された。この報告に対して誘致反対派からはさらなる調査を求める意見や、「反対派の陳情書が提出されているので再審議すべき」との意見が出され、特別委員会の委員長からは「議員協議会を欠席した議員の意思を問うべきである」との意見が出された。そのため、欠席した議員に諮った結果、議員協議会決定とおりの結論を見た。

次いで賛否双方からの陳情書が提出され、再度議会が紛糾することとなったが、新たに「警察予備隊賛否両町民大会陳情書処理特別委員会」（委員9名）を設置することで反対派が了承した。その後、6月30日開催の第7回臨時会で同委員会委員長による報告がなされ、採決をした結果、賛成12票、反対7票で委員長報告のとおり警察予備隊の誘致が決定した。

この決定を受けて町と保安庁は、町内に複数あった候補地の中から地権者が単一であった緑町3丁目を選定し、地権者と契約を締結した上で駐屯地の建設工事を始めた。昼夜兼行で進められたこの工事では、馬車が土砂運搬の主力として活躍したという。建設工事は順調に進み、牧場や畑が広がる農村地帯が駐屯地へと変貌を遂げて行った。

警察予備隊は昭和27年10月15日に改組され、「保安隊」と改称、11月には、舞鶴市（京都府）で幌別移駐の第533施設部隊の編成を完了させ、第1陣が12月21日、第2陣が翌28年1月に幌別駅に到着した。本隊約600人は小川恒治施設大隊長に率いられて2月14日午前2時に臨時列車で幌別駅に到着した。未明の駅頭では多数の町民が出迎え、婦人会などは隊員を湯茶で接待し、歓迎の意を表した。

保安隊の駐屯は、幌別地区の様相を一変させた。部隊購入品の納入のほか、中央町にはパチンコ店や飲食店の出店が相次ぎ、また旅館、映画館などが進出し、大きな経済効果を生むこととなった。

#### 幌別駐屯地

幌別駐屯地は、東西約800<sup>メートル</sup>、南北約500<sup>メートル</sup>の35万5千382平方<sup>メートル</sup>の敷地面積を有している。

駐屯地の敷地は、元々畑や牧場が広がる地区であり、かつて近隣の農業者によって馬頭観世音が祭られていた駐屯地西端の高台は現在も「観音台」と呼びならわされ、創設以前の名残りを留めている。また、敷地をたすき掛けするように走る滑走路は、昭和28（1953）年に小型飛行機の離着陸するために設置されたもので、現在は、ヘリコプターが年間約20回程度使用している。

同駐屯地に駐屯する部隊は、昭和28年の創設から昭和56年までの間、幌別射撃場（千歳町）で射撃訓練を行っていた。しかし、それまで射撃方向に並行していた道上登別室蘭線が、改良工事により着弾地点の後方を通過する路線に切り替えられたことから、安全確保のために現在は使用を中止している。市道カルルス路線を中央町から登り切った突き当りにある来馬演習場（来馬町）では、昭和37年以降空包射撃訓練（小銃・機関銃）などが行われ、同駐屯地の主たる演習場となっている。また、冬期間は、サンライバスキー場を活用しての訓練も行われている。

#### 移駐後の動き

保安隊が昭和29（1954）年7月1日に陸上自衛隊と改組されて以降、幌別駐屯地に駐屯する部隊は何度かの改編を経ることになる。

自衛隊が発足した昭和29年7月1日には第103施設大隊に、昭和51年3月に第103施設大隊から第13施設群に、平成20（2008）年3月には「中期防衛力整備計画」（平成17年度～平成21年度）に基づく第3施設団の北部方面施設隊への改編に伴って、第13施設群も第13施設隊に改編された。平成29年3月には、国連平和維持活動や被災地への派遣体制の強化を目的に北部方面施設隊が第3施設団に改編されたことに伴って、第13施設隊は再度第13施設群に改編されている。

平成16年11月15日に「防衛大綱」策定作業の中で幌別駐屯地廃止の可能性が浮上した際には、市議会は同年第4回定例会の最終日である12月16日に「登別市における陸上自衛隊縮小に反対する決議」を議員提案し、賛成多数で採決した。

昭和57（1982）年から実施されている市総合防災訓練には第1回から自衛官が参加しており、平成8（1996）年6月からは市防災会議の委員として自衛官が参加することになった。

#### 部外工事

自衛隊は、「自衛隊法」第100条第1項の規定により、隊員の訓練の目的に適合する場合に国や地方自治体などから土木工事等の委託を受けて実施することができ、これを「部外工事」と呼んでいる。

これまで幌別駐屯地に駐屯した部隊も多くの部外工事を行ってきた。移駐後間もない昭和28（1953）年の幌別中学校グラウンド整地工事（昭和28年、30年）をはじめとして、昭和62年までに登別中学校（昭和29年、40年）、旧カルルス小学校（昭和33年）、富岸小学校（昭和36年）、幌別東小学校（昭和44年、45年）、青葉小学校（昭和51年）、旧登別温泉中

校（昭和52年）、緑陽中学校（昭和55年）の学校敷地の造成工事、来福橋の架け替えやサンライバスキーマ場の整備工事（昭和36年、38年）、市陸上競技場の造成工事（昭和37年から39年まで）などの市内51件を含む144件の部外工事が行われた（図表2-4-7参照）。

#### 防衛施設周辺

##### 整備事業

自衛隊駐屯地をはじめとする防衛施設の周辺地域は、創設当初は、都市化がさほど進んでいない土地に立地していたが、その後高度経済成長などの影響で都市化が進んだ。国は、昭和41（1966）年の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の施行後に生じた防衛施設周辺の生活環境の整備等の諸施策を強化・拡充するため、昭和49年6月「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を制定し、施行した。

同法に基づく施策は、事業の実施主体である市町村に対して補助金を交付する形で行われており、本市でも昭和47年以降、ヤンケン川の水路の整備、中央通来福橋改良工事やカルルス東雲線外1改良舗装事業などの「障害防止工事」、市民会館建設事業や若草公園建設事業、除雪車購入や水槽付ポンプ自動車購入などの「民生安定」の工事に対して補助金の交付を受けてきた。

このような防衛施設周辺整備事業の補助金の交付により、本市の施設の充実が図られた。

#### 災害派遣

自衛隊は、「自衛隊法」第83条の規定により、災害等が発生した際に北海道知事からの要請を受けて災害派遣ができることとなっており、現在、本市を含む胆振西部は、北千歳駐

屯地の第71戦車連隊の担当区域になっている。

本市内においても、自衛隊は災害派遣を行っている。昭和34（1959）年7月9日発生の富士鉄独身寮の火災では消火支援活動を行っており、47年9月16日や55年9月などの集中豪雨災害では、市内で発生した断水に対して給水支援活動を行うとともに、ゴムボートによる市民の救助活動なども行ってきた。最近では、平成24（2012）年に発生した大規模停電や、平成30年9月の北海道胆振東部地震後の停電のほか、山菜採りなどで遭難者が発生した際などにも派遣が行われている。

また、第13施設群は、市外で発生した災害にも派遣されており、阪神・淡路大震災（平成7年135名）や東日本大震災（平成23年220名）、熊本地震（平成28年51名）などでも被災地支援を行っている。

平成12年の有珠山噴火では、幌別駐屯地が中継基地としての役割を果たし、第7師団の災害派遣部隊が同駐屯地に続々と集結し、被災地へと向かった。

図表2-4-7 部外工事の一覧

年度	工事名称	工事場所	工事期間	担当中隊
昭和28年度	幌別中学校グラウンド整地工事	登別市千歳町	7.7～7.30	本部管理中隊
昭和28年度	長流（長和）中学校グラウンド整地工事	伊達市	10.19～10.31	第103施設大隊
昭和29年度	登別中学校校庭整地工事	登別市登別本町	5.20～6.5	本部管理中隊
昭和30年度	町道上鉛川温泉災害復旧工事	二見郡八雲町	7.26～8.28	第1中隊
昭和30年度	町営野球場整地工事	登別市	9.7～9.30	第103施設大隊
昭和30年度	安平・早来構外道路構築工事	勇払郡安平町	10.3～11.30	第2中隊
昭和30年度	福島町松倉川災害復旧工事	松前郡福島町	10.6～10.20	第1中隊
昭和30年度	道立室蘭ろう学校グラウンド及び 寄宿舍用地整地工事	室蘭市水元町	12.12～12.26	第3中隊
昭和31年度	道々カルルス温泉及び 町村道幌別鉾山道除雪工事	登別市カルルス町・ 鉾山町	2.1～3.31	第103施設大隊
昭和31年度	有珠洞爺舟艇輸送作業	虻田郡洞爺湖町	4.11～4.14	本部管理中隊
昭和31年度	町道昭和新山線道路工事	有珠郡壮瞥町	5.18～6.18	第3中隊
昭和31年度	室蘭工業大学野外運動場整地工事	室蘭市高砂町	7.20～9.10	第103施設大隊
昭和31年度	幌別町岡志別橋橋架設工事	登別市千歳町	8.10～9.30	第2中隊
昭和31年度	町立大和小建設敷地整地工事	虻田郡豊浦町	8.20～10.20	第103施設大隊
昭和31年度	町村道カルルス線補修工事	登別市来馬町	9.1～9.20	第103施設大隊
昭和32年度	町村幌別鉾山道及び 道々カルルス線除雪工事	登別市カルルス町・ 鉾山町	1.20～3.31	第103施設大隊
昭和32年度	武揚小学校建設敷地及び グラウンド整地工事	室蘭市栄町	4.17～6.30	第103施設大隊
昭和32年度	石切山支笏湖産業開発道路閉さく工事 (現：国道453号線)	恵庭市盤尻	9.26～11.16	第3中隊
昭和33年度	町道除雪工事	登別市一円	1.17～3.31	第103施設大隊
昭和33年度	鶯別自動車試験場造成工事 (現：室蘭総合自校)	登別市美園町	1.17～2.24	第2中隊
昭和33年度	室蘭港西埠頭整地工事	室蘭市築地町	3.17～4.18	第1中隊
昭和33年度	上鶯別学田道路改良工事	登別市若草町	5.13～6.14	第2中隊
昭和33年度	カルルス小学校敷地造成工事	登別市カルルス町	6.12～6.21	第103施設大隊
昭和33年度	国民温泉カルルス保養地内道路新設工事	登別市カルルス町	6.23～7.8	本部管理中隊
昭和33年度	登別温泉勝岡の滝道路新設工事	登別市登別温泉町	6.30～7.15	第3中隊
昭和33年度	登別市木橋架設工事（現：来福橋）	登別市桜木町	7.15～7.22	第103施設大隊
昭和33年度	知利別小学校校庭整地工事	室蘭市宮の森町	7.15～8.6	本部管理中隊
昭和33年度	鶯別自動車試験場造成工事 (現：室蘭総合自校)	登別市美園町	7.1～9.15	第2中隊
昭和33年度	室蘭工業大学構内整地工事	室蘭市水元町	8.4～8.30	本部管理中隊
昭和33年度	洞爺湖温泉小学校校庭整地工事	虻田郡洞爺湖町	8.20～8.30	本部管理中隊
昭和33年度	山梨小学校校庭整地工事	虻田郡豊浦町	9.29～11.20	本部管理中隊
昭和34年度	鉾山道、カルルス道除雪工事	登別市鉾山町・ カルルス町	1.24～3.20	第103施設大隊
昭和34年度	室蘭港西埠頭整地工事	室蘭市築地町	3.12～5.30	本部管理中隊
昭和34年度	町村道上鶯別富岸道路新設工事 (現：新学田通)	登別市若草町～ 富岸町	6.28～8.20	第2中隊
昭和34年度	蘭東第2幹線道路岩盤掘さく工事	室蘭市知利別町	9.23～11.30	第2中隊
昭和34年度	町立大和小学校校庭整地工事	虻田郡豊浦町	9.3～9.30	第1中隊
昭和34年度	市立高砂小学校々舎整地造成工事	室蘭市高砂町	12.10～12.20	本部管理中隊
昭和35年度	大仁町立大仁中学校敷地造成工事	静岡県大仁町	12.2～36.3.31	第2中隊

年度	工事名称	工事場所	工事期間	担当中隊
昭和35年度	幌別都市計画街路造成工事	登別市千歳町	6.14～7.4	第3中隊
昭和35年度	節婦海浜地整地工事	新冠郡新冠町	7.11～7.29	第3中隊
昭和35年度	高砂小学校校舎敷地造成工事	室蘭市高砂町	8.22～9.27	第2中隊
昭和35年度	千歳川カルルス地内河川切替及び旧河川埋立工事	登別市カルルス町	8.27～9.29	第1中隊
昭和35年度	山田農場線道路改良工事	虻田郡豊浦町	10.20～11.17	第3中隊
昭和35年度	都市計画第3号中島公園野球場整地工事	室蘭市宮の森町	10.20～11.17	第1中隊
昭和36年度	室工大短期大学部敷地造成工事	室蘭市高砂町	1.10～2.23	第103施設大隊
昭和36年度	山田農場線道路改良工事	虻田郡豊浦町	5.8～6.12	第1中隊
昭和36年度	クッタラ湖青少年宿舍道路改良工事	登別市中登別町	6.6～6.24	第3中隊
昭和36年度	富岸小学校グラウンド整地工事	登別市富岸町	6.19～7.6	本部管理中隊
昭和36年度	幌別中央道路造成工事	登別市中央町	7.17～8.5	第2中隊
昭和36年度	御前水中学校校舎敷地造成工事	室蘭市御前水町	7.17～10.31	第3中隊
昭和36年度	登別温泉スキー場新設工事 (現：サンライバスキー場)	登別市カルルス町	9.25～10.18	第2中隊
昭和36年度	市資材採取所整地工事	登別市	10.24～11.4	本部管理中隊
昭和36年度	町道高岡新山線道路改良工事	虻田郡豊浦町	11.4～11.18	第1中隊
昭和36年度	室蘭工業大学短期大学部敷地造成工事	室蘭市高砂町	12.10～2.19	第2中隊
昭和36年度	見島市クレ射敷敷地造成工事	岡山県倉敷市	12.10～2.28	第1中隊
昭和36年度	総社市新本中学校敷地造成工事	岡山県総社市	12.10～2.3	第1中隊
昭和36年度	見島郡市計画街路中山線改良工事	岡山県倉敷市	3.1～3.23	第1中隊
昭和37年度	町道高岡新山梨線地内道路改良工事	虻田郡豊浦町	4.20～5.21	第2中隊
昭和37年度	町道能登農場線山梨地内道路改良工事	虻田郡豊浦町	5.22～6.13	第2中隊
昭和37年度	胆眼支庁施設敷地造成工事 (室蘭建管登別出張所)	登別市桜木町	6.19～6.30	本部管理中隊
昭和37年度	幌泉小学校校舎敷地造成工事 (現：えりも小)	幌泉郡えりも町	9.27～11.14	第1中隊
昭和37年度	市営総合グラウンド敷地造成工事 (現：陸上競技場)	登別市千歳町	10.15～11.15	本部管理中隊
昭和38年度	清水ヶ丘高校敷地造成第1期工事	室蘭市増市町	1.21～3.12	第3中隊
昭和38年度	清水ヶ丘高校敷地造成第2期工事	室蘭市増市町	4.8～6.14	第2中隊
昭和38年度	市営総合グラウンド敷地造成第2期工事 (現：陸上競技場)	登別市千歳町	5.13～6.4	第1中隊
昭和38年度	市営カルルススキー場整備工事 (現：サンライバスキー場)	登別市カルルス町	10.21～11.11	第2中隊
昭和39年度	虻田商業高校グラウンド敷地造成工事	虻田郡洞爺湖町	1.20～2.21	第1中隊
昭和39年度	室蘭気象台構内敷地工事	室蘭市山手町	2.24～2.29	第3中隊
昭和39年度	市道紅葉谷改良第2期工事	登別市中登別町	6.1～7.7	第2中隊
昭和39年度	市営総合グラウンド敷地造成第3期工事 (現：陸上競技場)	登別市千歳町	8.3～8.20	本部管理中隊
昭和39年度	浦和地区船着場岩礁除去工事	日高郡新ひだか町	8.5～8.10	第3中隊
昭和39年度	町道大和伏見線道路改良工事	虻田郡豊浦町	9.29～11.3	第3中隊
昭和39年度	市道登別海岸線通路線改良工事 (現：道道登別港線)	登別市港町	10.19～11.13	本部管理中隊
昭和39年度	清水ヶ丘高校敷地造成第3期工事	室蘭市増市町	11.9～12.18	第1中隊
昭和40年度	市道紅葉谷道路改良工事	登別市中登別町	5.10～7.10	第1中隊
昭和40年度	市立登別中学校グラウンド造成工事	登別市登別本町	8.30～9.11	本部管理中隊

年度	工事名称	工事場所	工事期間	担当中隊
昭和40年度	達南中学校グラウンド拡張工事	伊達市北黄金町	9.13～10.18	本部管理中隊
昭和41年度	市内主要幹線道路除雪工事	登別市一円	2.21～3.31	本部管理中隊
昭和41年度	夕陽ヶ丘住宅敷地造成工事	幌泉郡えりも町	7.4～8.13	第2中隊
昭和41年度	中登別競技場敷地造成工事	登別市中登別町	9.19～10.26	第3中隊
昭和41年度	市営舟岡団地公営住宅敷地造成工事	伊達市舟岡町	12.5～12.23	第1中隊
昭和42年度	市道主要幹線道路除雪工事	登別市一円	1.20～3.4	本部管理中隊
昭和42年度	北舟岡信号所接続道路及び広場造成工事	伊達市舟岡町	2.25～3.24	第3中隊
昭和42年度	中登別競技場敷地第2期造成工事	登別市中登別町	5.11～6.25	本部管理中隊
昭和42年度	紅葉谷1号支線新設工事	登別市上登別町	8.1～8.17	第2中隊
昭和42年度	市道カルルス路線拡幅改良工事	登別市来馬町	8.17～9.6	第2中隊
昭和42年度	蘭東第2幹線拡幅工事	室蘭市知利別町	9.19～12.9	第1中隊
昭和43年度	市道主要幹線道路除雪工事	登別市一円	1.9～3.30	第3中隊
昭和43年度	町道南部家道路新設工事	幌泉郡えりも町	10.1～10.19	本部管理中隊
昭和43年度	千歳空港着陸帯及び グライドパス敷地造成工事	千歳市平和	9.27～10.26	第3中隊
昭和43年度	蘭東第2幹線拡幅改良工事	室蘭市知利別町	10.7～10.28	第1中隊
昭和44年度	市道カルルス路線第2工区拡幅改良工事	登別市来馬町	3.24～4.9	第2中隊
昭和44年度	市立東小学校敷地造成工事	登別市幌別町	6.27～7.30	本部管理中隊
昭和44年度	増市絵鞆通り線新設工事	室蘭市増市町	4.19～7.31	第3中隊
昭和44年度	市道カルルス路線拡幅改良工事	登別市来馬町	8.14～9.19	第2中隊
昭和44年度	屋外体操場造成工事	伊達市	9.9～10.14	第1中隊
昭和44年度	判官館開発幹線道路新設工事	新冠郡新冠町	9.29～11.15	第2中隊
昭和45年度	村道本町上野線道路除雪工事 (豪雪による)	伊達市大滝区	2.4～2.9	第2中隊
昭和45年度	総合中学校敷地造成及び判官要園 道路新設工事	新冠郡新冠町	4.13～6.8	第1中隊
昭和45年度	増市絵鞆通り線新設工事	室蘭市増市町	8.6～9.12	第2中隊
昭和45年度	市立幌別東小学校敷地造成工事	登別市幌別町	7.3～11.21	第3中隊
昭和46年度	室蘭市社会福祉施設敷地造成工事	室蘭市	4.6～5.14	第3中隊
昭和46年度	千代の台公営住宅敷地造成工事	登別市新生町	10.18～11.12	本部管理中隊
昭和46年度	明治地区採草地暗渠排水設備新設工事	新冠郡新冠町	11.7～11.26	第2中隊
昭和46年度	増市絵鞆通り線新設工事	室蘭市増市町	9.13～11.29	第1中隊
昭和47年度	市道カルルス道路除雪工事	登別市来馬町	1.20～3.30	第2中隊
昭和47年度	町立白老小学校分教場敷地造成工事	白老郡白老町	4.19～6.2	第1中隊
昭和47年度	来馬地区小平公園敷地造成工事	登別市来馬町	8.25～9.18	本部管理中隊
昭和47年度	仮称港南小学校敷地兼 グラウンド敷地造成工事	室蘭市港南町	10.17～12.23	第2中隊
昭和48年度	町立白老小学校分教場グラウンド造成工事	白老郡白老町	4.9～4.27	第3中隊
昭和48年度	豊浦総合中学校屋外体育施設造成工事	虻田郡豊浦町	5.7～5.26	第1中隊
昭和48年度	栗沢町総合中学校グラウンド整地工事	空知郡栗沢町	6.11～7.26	第2中隊
昭和49年度	真狩村立総合中学校グラウンド整備工事	虻田郡真狩村	5.7～6.2	第2中隊
昭和49年度	えりも町スポーツ公園建設地整備工事	幌泉郡えりも町	7.18～9.20	本部管理中隊
昭和50年度	仁木町得志内線改良工事	余市郡仁木町	5.13～6.30	第3中隊
昭和50年度	北湯沢リハビリセンター屋外付帯 施設敷地造成工事	伊達市大滝区	5.26～6.17	本部管理中隊
昭和50年度	えりも町スポーツ公園建設地整備工事	幌泉郡えりも町	7.1～8.27	本部管理中隊
昭和50年度	月形町道新田南耕地線新設工事	樺戸郡月形町	8.5～9.30	第2中隊

年度	工事名称	工事場所	工事期間	担当中隊
昭和51年度	町立厚沢部高等学校運動場新設工事	檜山郡厚沢部町	4.7～5.18	第311地区施設隊
昭和51年度	町道上里老人福祉センター線新設工事	檜山郡厚沢部町	5.19～5.25	第311地区施設隊
昭和51年度	下川中学校校舎建設用地整地工事	上川郡下川町	5.17～7.20	第313ダンプ車両中隊
昭和51年度	大成町総合中学校用地造成工事	久遠郡大成町	6.4～7.8	第311地区施設隊
昭和51年度	俱知安町立東陵中学校建設敷地造成工事	虻田郡俱知安町	6.2～7.26	第311地区施設隊
昭和51年度	大成町漁家団地造成工事	久遠郡大成町	7.6～8.10	第311地区施設隊
昭和51年度	川上小学校敷地造成工事 (現：青葉小学校)	登別市青葉町	6.14～8.10	第311地区施設隊
昭和52年度	町立七飯中学校野外運動場造成工事	亀田郡七飯町	5.9～6.14	第311地区施設隊
昭和52年度	豊浦高等学校グラウンド造成工事	虻田郡豊浦町	7.6～10.13	第313ダンプ車両中隊
昭和52年度	登別市温泉中学校敷地造成工事	登別市中登別町	9.12～11.18	第339施設中隊
昭和52年度	俱知安町立東陵中学校運動場造成工事	虻田郡俱知安町	7.4～7.22	第311地区施設隊
昭和53年度	真狩村公営住宅及び集会施設用地造成工事	虻田郡真狩村	5.8～6.10	第311地区施設隊
昭和53年度	豊浦高等学校グラウンド整地工事	虻田郡豊浦町	5.31～7.6	第313施設器材中隊
昭和53年度	俱知安町立東陵中学校運動場造成工事	虻田郡俱知安町	6.20～8.15	第311地区施設隊
昭和54年度	大樹町立中学校グラウンド改良工事	広尾郡大樹町	5.7～6.23	第313ダンプ車両中隊
昭和54年度	町立寿都中学校運動場造成工事	寿都郡寿都町	5.23～6.15	第311地区施設隊
昭和54年度	虻田町立洞爺湖温泉中学校建設敷地造成工事	虻田郡洞爺湖町	7.16～9.1	第311地区施設隊
昭和54年度	松前町大沢町民グラウンド整地工事	松前郡松前町	9.6～9.29	第311地区施設隊
昭和55年度	共和町立東陽小学校敷地造成工事	岩内郡共和町	5.8～7.23	第311地区施設隊
昭和55年度	登別市富岸中学校敷地造成工事 (現：緑陽中学校)	登別市富岸町	7.22～10.8	第313施設器材中隊
昭和56年度	白老町桜ヶ丘運動公園野球場敷地造成工事	白老郡白老町	6.2～8.6	第311地区施設隊
昭和57年度	白老町桜ヶ丘運動公園野球場造成工事	白老郡白老町	6.16～7.31	第311地区施設隊
昭和57年度	当麻町道中央7区改良工事	上川郡当麻町	8.19～9.30	第313施設器材中隊
昭和59年度	三笠市国設スキー場ゲレンデ整備工事	三笠市	8.30～10.10	第13施設群
昭和60年度	北海道防災総合訓練会場整地工事	登別市	7.1～7.8	第13施設群
昭和62年度	厚岸町宮園公園造成工事支援	厚岸郡厚岸町	7.20～9.19	第313施設器材中隊

図表2-4-8 災害派遣の一覧

年度	名称	場所	期間	実施部隊	派遣内容
昭和30年度	八雲鉛川災害応急道工事	八雲町鉛川	7.26～8.28	第1中隊	新設架橋4か所・取付道路延長・道路構築230m
昭和30年度	蘭法華崖崩れ復旧工事	登別市富浦町	8.27	第2中隊	道路啓開（排土・排石）
昭和30年度	福島町桧倉川災害復旧工事	松前郡福島町	10.6～10.20	第1中隊	河床に堆積した砂礫を運土排除
昭和32年度	登別市内火災に対する災害派遣	登別市内	12.16	103施設大隊	消防車及び派遣隊員136名による消火活動
昭和33年度	登別市内土砂崩れに対する災害派遣	登別市富浦町	8.25	103施設大隊	崩壊家屋内の人命救助（2名）
昭和33年度	幌別町高潮による民家崩壊災害派遣	登別市幌別町	9.27	103施設大隊	罹災者に対する救出物品輸送
昭和34年度	登別市新日鐵第2アパート火災に伴う災害派遣	登別市富士町	7.9	103施設大隊	消防車及び派遣隊員82名による消火活動
昭和34年度	登別市全地域に発生せる豪雨禍に対する災害派遣	登別市富士町	8.26	第1中隊	堤防決壊による附近住民の救出及び堤防復旧
昭和35年度	伊達市稀府国有林火災に伴う災害派遣	伊達市稀府	5.1	第3中隊	隣接民家への延焼防止
昭和35年度	登別市幌別町火災に対する災害派遣	登別市幌別町	6.2	103施設大隊	消防車及び派遣隊員80名による消火活動
昭和35年度	敷生川増水に伴う人命救助に対する災害派遣	白老町竹浦	8.3	本管中隊	増水により中州に取り残された4名の救出
昭和36年度	長沼地区水害に対する災害派遣	夕張郡長沼町	7.25～8.3	第1中隊	人命救助・給水支援・防疫
昭和37年度	登別地区に対する災害派遣	登別市内	10.6～10.14	103施設大隊	人命救助・給水支援・防疫（死者4名・行方不明5名）
昭和37年度	虎杖浜トンネル人命救助災害派遣	白老町虎杖浜	8.11	第1中隊	トンネル工事中に於ける崩落現場からの人命救出
昭和39年度	カルルス地区山林火災による災害派遣	登別市カルルス町	5.15	103施設大隊	山林火災災害による延焼防止
昭和39年度	登別市勤労者住宅床上浸水による災害派遣	登別市内	6.21	第2中隊	避難住民の救助・輸送

年度	名称	場所	期間	実施部隊	派遣内容
昭和40年度	大滝村融雪による災害派遣	有珠郡大滝村	5.10～5.15	第1中隊	融雪による水害防止のための除雪
昭和40年度	登別温泉熊牧場熊脱逃にもなう災害派遣	登別温泉地区	8.26	103施設大隊	熊脱逃による人礫被害防止（射殺）
昭和41年度	西胆振地区集中豪雨による災害派遣	虻田地区・長和地区	8.20～8.21	第1中隊・第3中隊	集中豪雨による土砂流出道路等の復旧
昭和43年度	登別市内水害による災害派遣	登別市内	8.21	103施設大隊	水害による人命の救出
昭和44年度	大滝村雪害による災害派遣	有珠郡大滝村	3.18～3.22	103施設大隊	雪害による除雪
昭和45年度	白老敷生川氾濫による災害派遣	白老町内	9.18	103施設大隊	浸水家屋・流失家屋の住民救出
昭和46年度	白老町河川増水による災害派遣	白老町内	6.4	第2中隊	決壊した堤防の補修
昭和46年度	白老地区高波による災害派遣	白老町内	9.27	第3中隊	防潮堤決壊防止
昭和46年度	登別市高潮による災害派遣	登別市幌別町	2.14	第1中隊	海岸浸食補修
昭和46年度	登別市雪害による災害派遣	登別市上登別町	2.28	第2中隊	鉄塔倒壊による送電停止被害除雪・復旧資材搬入
昭和47年度	登別地区水害による災害派遣	登別市内	9.16～9.18	第1中隊	水源地施設破損による断水・給水支援
昭和47年度	壮瞥町水害による災害派遣	壮瞥町滝之地区	9.17	第2中隊	河川増水により民家孤立。人命救助
昭和50年度	虻田町水害による災害派遣	虻田町月浦	8.23	103施設大隊	排水溝の土砂除去
昭和51年度	台風17号による水害	登別市幌別町	9.14～9.15	第13施設群	給水支援
昭和51年度	幌別川人命救助	登別市幌別町	10.15	第13施設群	遺体搜索
昭和51年度	水害による給水支援	登別市幌別町	12.24	第13施設群	給水支援
昭和52年度	有珠山噴火による断水	虻田郡洞爺湖町	8.7～8.11	第13施設群	給水支援
昭和52年度	有珠山噴火による降灰処置等	虻田郡洞爺湖町	8.9～8.11	第13施設群	道路啓開・降灰処置・避難民輸送・給食支援等
昭和53年度	プロパン爆発による人命救助	室蘭市立病院	9.1	第13施設群	全身火傷救助
昭和53年度	集中豪雨の泥流による人命救助	虻田郡洞爺湖町	10.25～10.27	第13施設群	行方不明者搜索・給水支援
昭和54年度	遭難者の搜索	豊浦町山梨	6.17	第13施設群	行方不明者搜索

年度	名称	場所	期間	実施部隊	派遣内容
昭和55年度	集中豪雨による水害	登別市一円	8.31～9.1	第13施設群	人命救助・避難民輸送・給水支援
昭和56年度	集中豪雨による断水	登別市一円	8.23～8.24	第13施設群	給水支援
昭和58年度	集中豪雨による断水	登別市一円	9.25～9.29	第13施設群	給水支援
昭和60年度	幌別川 人命の緊急捜索	幌別川	5.14	第13施設群	人命捜索
昭和60年度	林野火災消火作業	登別市上登別町	5.17	第13施設群	消火活動
平成7年度	阪神淡路大震災	阪神地区	2月	第13施設群	倒壊家屋処理等
平成8年度	豊浜トンネル崩落事故	古平郡古平町	2月	第13施設群	施設器材支援（5名派遣）11師団の支援
平成10年度	登別市上登別地区行方不明者捜索	登別市上登別町	5月	第13施設群	行方不明者捜索（第7師団の支援）第338・340施設中隊派遣
平成12年度	有珠山噴火	虻田郡洞爺湖町	5月～7月	第13施設群	避難民一時帰宅支援 他
平成18年度	三笠市林野火災	三笠市	5月	第13施設群	消火活動への施設器材支援（6名）
平成20年度	白老町竹浦飛生地区行方不明者捜索	白老町竹浦	5.23	第13施設隊	行方不明者捜索（第7師団の支援）
平成21年度	東日本大震災	宮城県南三陸町	3.14～7.9	第13施設隊・第3直接支援中隊	行方不明者捜索・道路啓開・道路補修・河川通過設備構築・瓦礫除去・仮設住宅用地整地 他
平成23年度	登別市鉾山町地区行方不明者捜索	登別市鉾山町	5.21	第13施設隊	行方不明者捜索（第7師団の支援）
平成23年度	登別市上登別地区行方不明者捜索	登別市上登別町	7.14～7.15	第13施設隊	行方不明者捜索（第7師団の支援）
平成24年度	白老町森野地区行方不明者捜索	白老町森野	6.11	第13施設隊	行方不明者捜索（第7師団の支援）
平成24年度	暴風雪での鉄塔倒壊による大規模停電	登別市一円	11.27～11.30	第13施設隊	避難所運営支援（発電機・照明・暖房器具貸与）
平成28年度	熊本地震	熊本県阿蘇	4.19～5.4	第13施設隊・第3直接支援中隊	行方不明者捜索・瓦礫除去・道路啓開

## 海外派遣

平成2（1990）年に発生した湾岸危機を契機に、日本が国際社会の一員としてどのような世界への平和と安全に貢献していくかについて、国民を二分する議論がなされ、平成4年6月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称「PKO協力法」）が制定された。同法は、PKO活動をはじめとする自衛隊の海外派遣の根拠法となっている。

平成16年のイラク人道復興支援活動への派遣に際しては、それまでの国連平和維持活動と異なり、現地の治安状況が不安定な状況であったことから、市議会において議論がなされ、「派遣中止を求める意見書」が賛成14、反対9で可決された。しかし、派遣要員候補者の選抜、派遣命令と進む中で、本市内では、反対するだけでなく、派遣隊員の無事の帰還を願うとともに留守家族への支援の輪を広げようとの機運が醸成されていった。その一環として本市では、平成16年1月19日に留守家族の負担や不安を軽減するために育児や教育などに関する事務手続きの相談に応じる窓口を総務課内に設置するとともに、1月26日には「派遣自衛隊員の任務遂行と無事帰国を待っています」と記した懸垂幕を市役所本庁舎前に掲げた。登別商工会議所においても、会員の総意として1月28日、映画「幸福の黄色いハンカチ」にちなんだ黄色地に黒字の懸垂幕を掲げた。隊員の派遣後は、幌別駐屯地内に現地と衛星回線で結ぶテレビ電話が設置され、4月25日に初交信がなされた。

平成30年に参加した国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ケニア共和国）では、自衛隊員自身が道路整備などを行うのではなく、国連平和維持活動に参加したが、道路整備に使用する重機の操作経験が少ないアフリカ諸国の軍隊に重機操作を指導し、人材育成を支援する活動

を行った。

幌別駐屯地に駐屯する第13施設群は、橋や道路など施設の構築が主な任務となっており、その任務内容が国際連合平和維持活動での派遣先国から要請される技能と合致していることから、海外派遣の機会は多くなっている。

幌別駐屯地からの海外派遣は次のとおりである。

- ・カンボジアPKO（第2次） 平成5年 96名
- ・ルワンダ難民救援隊 2名
- ・ゴラン高原PKO第2次派遣 平成9年～平成10年 1名
- ・東ティモールPKO 平成14年2月～9月 79名
- ・イラク人道復興支援 平成16年（第1次17名、第2次1名）
- ・スマトラ島沖地震国際緊急援助隊 平成17年 1名
- ・ハイチ派遣国際救援隊 平成22年50名、第6次（平成24年14名）
- ・南スーダンPKO第2次 平成24年38名
- ・国連アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト 平成30年8名

### 留守家族支援の協定

災害派遣やPKO活動に活躍する幌別駐屯地の隊員が、大規模災害の発生時に派遣された際に、その留守家族が抱く子育てや介護等の不安を少しでも緩和することを目的に本市は、平成25（2013）年4月26日に陸上自衛隊幌別駐屯地と「大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」を締結した。

協定の内容は、

- ①幌別駐屯地の部隊内に臨時託児施設を設置する際の保育に係る助

## 言や指導

- ② 派遣隊員の子弟のための託児サポート制度利用の仲介
  - ③ 派遣隊員の要介護家族が介護サービスを受けるための支援
  - ④ 派遣隊員の留守家族への健康相談
- などとなっている。

## 参考文献

- ・ 独立行政法人国立印刷局 『官報第11885号』 昭和41年7月26日
- ・ 独立行政法人国立印刷局 『官報第14247号』 昭和49年6月27日
- ・ 登別市議会 『登別市議会史』 昭和50年
- ・ 幌別駐屯地 『幌別駐屯地30年のあゆみ』 昭和58年10月
- ・ 幌別駐屯地 『創立40周年記念「伝統と飛躍」』 平成5年
- ・ 幌別駐屯地 『創立50周年記念「伝統と創造」』 平成15年
- ・ 幌別駐屯地 『創立60周年記念「伝統と絆」』 平成25年
- ・ 防衛施設庁 『防衛施設庁史』 平成19年8月17日
- ・ 外務省 『わかる！国際情勢』 104 『平成25年11月18日』
- ・ 室蘭民報社 『室蘭民報』 各号
- ・ 北海道新聞社 『北海道新聞』 各号

## 第7節 安全な消費生活の確保

## 消費者運動

戦後、高度経済成長が続く中で、国内では、農薬や食品添加物、工場排水等によって、4大公害病に代表さ

れる各種公害と、それによる健康被害が発生した。この状況に対して消費者の間では、消費者問題を自分たちの問題として明確にとらえ、学習を重ねて行こうとの機運が高まっていき、昭和36（1961）年に日本消費者協会や北海道消費者協会が設立された。また、国は、昭和43年5月に消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念とする「消費者保護基本法」を制定した。同法は、消費者の保護を強く打ち出し、国、地方公共団体及び事業者の責務と消費者の役割や組織化について規定した。

昭和47年に列島改造ブームによる地価の高騰が始まり、昭和48年10月には第4次中東戦争に端を発する第1次オイルショックと商品価格の値上げが行われた。その結果、国内では「狂乱物価」と呼ばれるほどインフレーションが急速に進んだ。

これに対して国等は、公定歩合の引き上げを行うとともに、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」などを制定して対策に努めた。また、北海道も北海道民の生活の安定と向上に資することを目的に、昭和49年、「北海道民生活安定条例」を制定した。

この頃、本市内でも多数の有志が、「消費者が団結してより良い消費者生活を送るために必要な知識を得る機会を創出していこう」と活動を始め、昭和50年5月に「登別消費者協会」が発足した。

このような市民の動きに対して本市でも、市民の日常生活における消費者の利益の擁護及び推進と消費者の権利を確立し、市民生活の安定を図ることを目的に昭和55年3月、「登別市市民生活安定条例」を制定した。同条例では、消費者保護基本法と同様に「危害の防止」や「表示等の適正化」が規定されたほか、価格動向をはじめとする消費生活につい

て調査等を行う「消費生活モニター」や、消費者の保護及び物価の安定対策等について市長の諮問に応じて答申する「登別市消費生活安定審議会」の設置などが盛り込まれるなど、現在に続く本市の消費者行政の大枠が形作られた。

本市と消費者協会は、連携して消費者運動の啓発活動などに取り組んだが、消費者を取り巻く環境は、経済社会の国際化、情報化、サービスの多様化等の進展に伴って大きく変容し、消費者行政の目的も、消費者保護だけではなく、消費者自身が自立して消費生活を実践できるように支援することへと活動の軸足を移していった。

国は、平成7（1995）年7月1日、製造物の欠陥が原因で、他人の生命・身体・財産に損害が生じた場合に製造業者等に損害賠償責任を負わせる「製造物責任法」（通称「PL法」）を、13年4月1日には消費者契約について、不当な勧誘による契約の取り消しと不当な契約条項の無効等を定めた「消費者契約法」を施行した。その後、平成16年には、消費者の自立を一層支援していくために「消費者保護基本法」を改正し、あわせて題名も「消費者基本法」に改めた。北海道においても「北海道道民生活安定条例」を「北海道消費生活条例」へと全部改正し、従来の物価対策重視から消費者重視へと転換した。本市でも、これらの動向を取り込み、消費者の利益の擁護、増進並びに消費生活の安定及び向上を図ることを目的に、平成15年に「登別市市民生活安定条例」を廃止し、改めて「登別市消費生活条例」を制定した。同条例の内容は、登別市市民生活安定条例の枠組みを維持しつつ、消費生活の安定及び向上を図るために必要となる基本理念を明確化、クーリング・オフ制度の前段となる不当な契約の禁止や、消費者が消費生活に関する知識の習得を行うた

めの教育の推進や、自主的な学習の支援を定めるなど、先述の法改正の趣旨なども盛り込んだ内容となった。

### 消費生活相談

消費生活行政の眼目は、消費生活において問題が発生した市民等に対し、その悩みを聞くとともに適切な助言を行うことにある。本市では、当初、登別消費者協会に委託して消費生活相談を実施してきたが、平成10（1998）年9月に消費生活相談員1名を嘱託員として採用し、市労働福祉センター内に「消費生活相談室」を設置した。平成17年4月1日には、同相談員の配置場所を市役所本庁舎に移し、以後は本庁舎内において相談対応を行うこととなった。

消費生活相談員に寄せられる相談件数を見ると、年間を通じて集計を開始した平成11年度を起点として、それ以降も増加傾向にあった（図表2-4-9参照）。

特に平成16年度には、全国的に葉書による架空請求に関する問題が起こり、それに関連する相談件数が増加した。また、同じ頃から高齢者を対象にした強引な訪問販売による契約も問題となっており、これらが相談件数を押し上げた要因となった。

架空請求や訪問販売に関する相談件数は、以後も消費生活相談の7割以上を占めている。最近の傾向としてはインターネット回線契約に関する問題が増加傾向にある。また、経済情勢が不安定な中で、民間事業者の倒産や廃業について新聞報道等がなされると、同社と契約を結んでいた消費者が契約の履行に対して不安を覚え、相談におよぶ事例も少なからずある。平成17年5月には認知症高齢者を狙った悪質リフォーム工事

被害が社会問題化した。

この頃の消費者行政は、対象となる商品やサービスに応じて多数の省庁にまたがって対応しており、それが事故発生時における行政の対応の遅れの原因とされてきた。そのため、国は、平成21年9月1日に「消費者行政を統一的、一元的に推進していく強力な権限を有する組織」として「消費者庁」を設置するとともに、消費者問題について調査・審議して、消費者庁を含む省庁に対して建議等を行う第三者機関の「消費者委員会」を設置した。また、同じ日には、市町村での消費生活相談等の実施や消費生活センターの設置に関して努力義務を課す「消費者安全法」が施行された。

当時本市では、前述のとおり平成10年9月から消費生活相談を行ってきたが、他市町で一般的な「消費生活センター」の名称を用いていないこともあり、「登別市には消費生活相談に関する窓口がない」と考える市民が少なからずいた。そのため、本市では、平成21年10月1日に「消費生活センター」を新たに設置して、市広報紙にも記事を掲載するなどして消費生活相談の窓口についての周知を行った。また、国が消費者庁の設置とともに、消費生活相談の体制等を充実するために設けた消費者行政推進交付金を活用して「消費者行政活性化事業」を実施した。同事業では、相談者が相談しやすい環境を整えるため、平成22年10月に市役所庁舎内を改修して、相談室3室を設けた。

さらに平成28年4月1日、「地域の見守りネットワークの構築」や「消費生活相談体制の強化」などを目的に行った「消費者安全法」の一部改正によって、消費生活センターの組織体制や、従事する職員の資格について条例に盛り込むことが求められることとなった。本市も、平成28年

4月1日に「登別市消費生活条例」に登別市消費生活センターの設置等に関する規定を加える一部改正を行った。この改正に合わせて、高齢者など消費生活上特に配慮が必要となる消費者の状況を見守るための消費者安全確保地域協議会として「登別市消費者被害防止ネットワーク」を立ち上げた。同ネットワークは、登別市はいかい高齢者等SOSネットワークを基盤に室蘭警察署の職員や民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会などで構成されている。

また、消費生活センターでは、消費生活相談員2名を配置して、消費生活相談に対応するとともに、各町内会、老人クラブや市内高等学校からの要請によって振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺防止等の内容を寸劇等で紹介する出前講座や、大型店の店舗前などでの街頭啓発を行った。

これらの取組を行っている間にも消費者問題は本市内で発生しており、その解決方法について市民等から相談が寄せられている。

その推移をデータがある平成11年度以降で確認すると、相談事項の約8割が「販売方法」と「契約解除」で占められていることが分かる。(図表2-4-9参照)

クーリング・オフ制度が拡充され、本市も条例改正を行った平成15年頃には、同制度の周知を国や地方自治体が積極的に進めていた効果があったことや、平成16年度の架空請求に関する相談などがあり、相談件数が増加した。その後は、特別に増加する年度はないものの、一定数の相談が寄せられているのが現状である。

現在、消費生活センターでは、主に消費生活相談の受付と苦情処理のためのあつせんを担っており、啓発活動については、登別消費者協会が

図表2-4-9 消費者相談件数の推移

(単位：件)

	契約解除	販売方法	価格料金	表示広告	接客対応	品質管理	安全衛生	法規基準	その他	総数
平成11年度	45	42	3	2	17	6	1	2	3	121
平成12年度	51	55	11	4	19	2	3	-	-	145
平成13年度	77	74	36	12	19	5	3	1	4	231
平成14年度	114	113	50	8	15	6	1	6	4	317
平成15年度	156	177	62	30	15	7	2	2	4	455
平成16年度	365	356	60	11	14	3	-	-	2	811
平成17年度	298	278	55	32	23	4	3	-	9	702
平成18年度	264	271	80	33	13	-	11	2	4	678
平成19年度	196	156	53	29	7	8	7	7	9	472
平成20年度	146	130	21	23	8	10	14	2	5	359
平成21年度	137	106	26	20	20	5	6	3	7	330
平成22年度	122	107	20	11	22	7	12	1	6	308
平成23年度	118	115	31	22	27	6	6	10	3	338
平成24年度	138	123	48	30	39	6	8	8	4	404
平成25年度	153	137	37	28	26	8	14	10	1	414
平成26年度	127	102	21	31	15	5	10	4	2	317
平成27年度	125	98	35	33	8	6	3	9	-	317
平成28年度	150	126	23	41	23	10	6	6	2	387
平成29年度	221	170	40	39	17	8	4	3	-	502
平成30年度	206	198	35	32	19	18	7	-	1	516
令和元年度	199	173	30	36	19	16	4	2	4	483

行うといった役割分担の下、消費者行政の推進に努めている。

#### 市消費生活

市民の消費生活についての意見や消費者問題の実態を

#### モニター

把握し、これに対して適切な行政上の措置を行い、市民生活の安定と向上を進めるために、本市では、昭和47（1972）年7月15日に市消費生活モニター15人に対して委嘱状を交付した。このモニターは、市民公募によって選任され、委嘱期間は1年間とし、消費生活に関する苦情、意見、要望などを本市に提出することや、本市が行うアンケート等の各種調査に協力することなどの役割を担った。また、同モニターからの報告を基に登別消費者協会に委託して集計する価格動向調査も毎月10日に実施され、その結果については市公式ウェブサイトで公表してきた。

しかし、北海道も同様に消費生活モニター制度を実施しており、物価調査の対象となる品目等も類似していたことから、平成23（2011）年度をもって市の消費生活モニター制度を一度休止することとし、同モニターからの報告を基に実施していた価格動向調査も廃止された。同モニター制度自体は、一度の休止を経て、平成25年4月1日をもって廃止した。

#### 登別消費者協会

道内における消費者協会の設立は、公害運動を要因とする消費者運動の高まりによって昭和36（1961）年4月に設立された「北海道消費者協会」がはじまりである。地域協会としては昭和40年11月に帯広消費者協会が発足している。

本市内でも多数の有志が、昭和48年当時、「消費者が団結してより良

い消費生活を送るために必要な知識を得る機会を創出していこう」として、消費者の組織化を推進する必要性を唱えはじめ、翌49年11月に「登別消費者協会設立準備委員会」が発足した。同委員会は、市内各地域の連合町内会会長、北海道や市の消費生活モニターなど11名が発起人となって発足したものである。発起人は、趣旨に賛同する市民の加入への呼びかけに努め、その結果、昭和50年5月28日に会員数334名によって設立総会を開催し、「登別消費者協会」が発足した。

登別消費者協会では、昭和50年7月30日に昭和50年度定期総会を開催、翌31日、北海道消費者協会への加入を決定、同年12月13日には「登別消協だより」第1号を発行するなど消費者意識の向上に向けて活発な活動を開始した。同50年12月20日には幌別生活館内に事務所を開設し、その後、昭和60年4月1日に労働福祉センター（千歳町）内に移転して、現在に至っている。

発足以降の主な活動は、登別消費者大会や登別消費生活展の開催、毎年5月30日の「消費者の日」に合わせた街頭啓発活動、年2回（8月及び12月）の商品試買量目調査（市が業務委託）、くらしや食の安全・安心を実践する講演会や料理講習会の開催などで、その他まちづくりの環境としてリサイクルまつり、シルバーまつりやふれあいフェスティバルにも出店している。

これらの活動に加えて、近年は日常生活に関わる環境問題についても取組を進めており、平成20（2008）年7月1日には、登別・室蘭・伊達3市の消費者、事業者及び行政が連携して、地球にやさしいエコライフの確立に向けた「レジ袋削減に関する協定」を締結し、その他、牛乳パックでの「紙すき」や古い傘の布を用いてマイバックを製作する教

室も開催している。

また、多発している悪質商法から消費者を守るために開催してきた「出前講座」を継続して開催するとともに、平成30年度からは、市消費生活センターが取り組んできた「3歳児健診時及び年金支給日の啓発活動」を同センターに代わり実施している。

#### 歴代会長

初代	河野 敏文	昭和50年度～53年度
2代	三井 松雄	昭和54年度～55年度
3代	河野 敏文	昭和56年度～平成2年度
4代	伊達 豊子	平成3年度～9年度
5代	遠藤喜美子	平成10年度
6代	掛端 榮子	平成11年度～16年度
7代	田村 キン	平成17年度～18年度
8代	掛端 榮子	平成19年度～20年度
9代	垣内登紀子	平成21年度～令和元年11月（会長代理）
10代	安達 陽子	令和元年11月～2年3月
	安達 陽子	令和2年4月～現在

#### 参考文献

- ・登別市『広報のぼりべつ』各号
- ・消費者庁『ハンドブック消費者2014』2014年2月
- ・国民生活センター『国民生活ウェブ版50号』（田口義明「消費者運動

- ・の歴史（戦後～1960年代）平成28年9月
- ・国民生活センター『国民生活ウエブ版50号』（田口義明「消費者運動の歴史（1970年代～1980年代）」平成28年10月
- ・国民生活センター『国民生活ウエブ版50号』（田口義明「消費者運動の歴史（1990年代～2000年代）」平成28年11月
- ・登別消費者協会『10年のあゆみ』昭和60年9月
- ・登別消費者協会『20年のあゆみ』平成7年5月25日
- ・登別消費者協会『30年のあゆみ』平成17年11月15日
- ・登別消費者協会『40年のあゆみ』平成28年3月18日